

地域共生社会の展望

～社会福祉法人に期待すること～

令和3年10月29日
東京大学公共政策大学院客員教授
(元 厚生労働事務次官)
鈴木 俊彦

1. なぜ今、地域共生社会か
2. これまでの歩みと現在の到達点
3. 地域共生社会の今後と社会福祉法人への期待

1. なぜ今、地域共生社会か

- (1) 人口構造の変化とマンパワー問題
- (2) 世帯と地域の変容
- (3) 支援ニーズの多様化と複雑化
- (4) 地域共生社会の構想

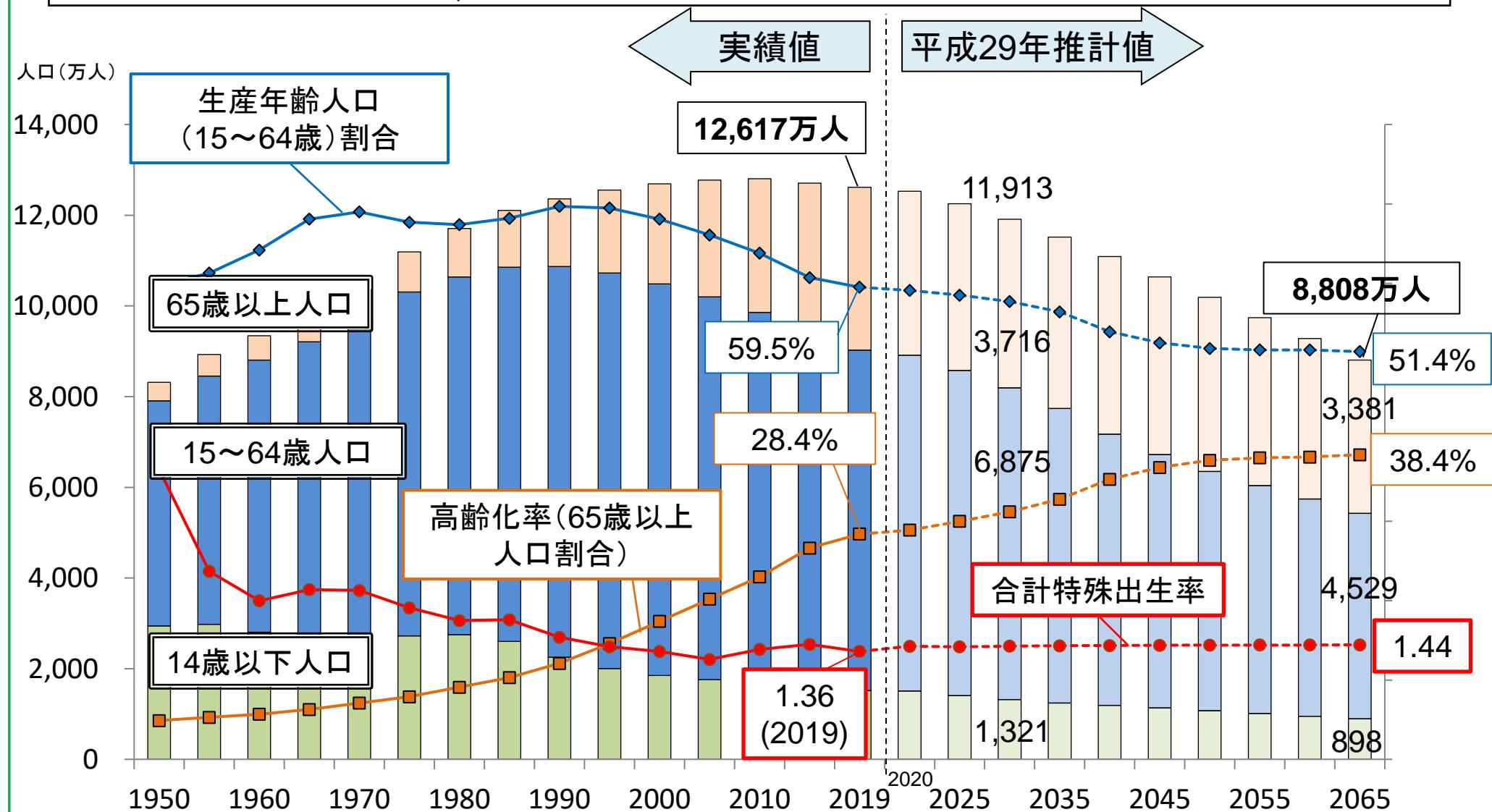
1. なぜ今、地域共生社会か

(1) 人口構造の変化とマンパワー問題

将来推計人口

○ 日本の人口は近年減少局面

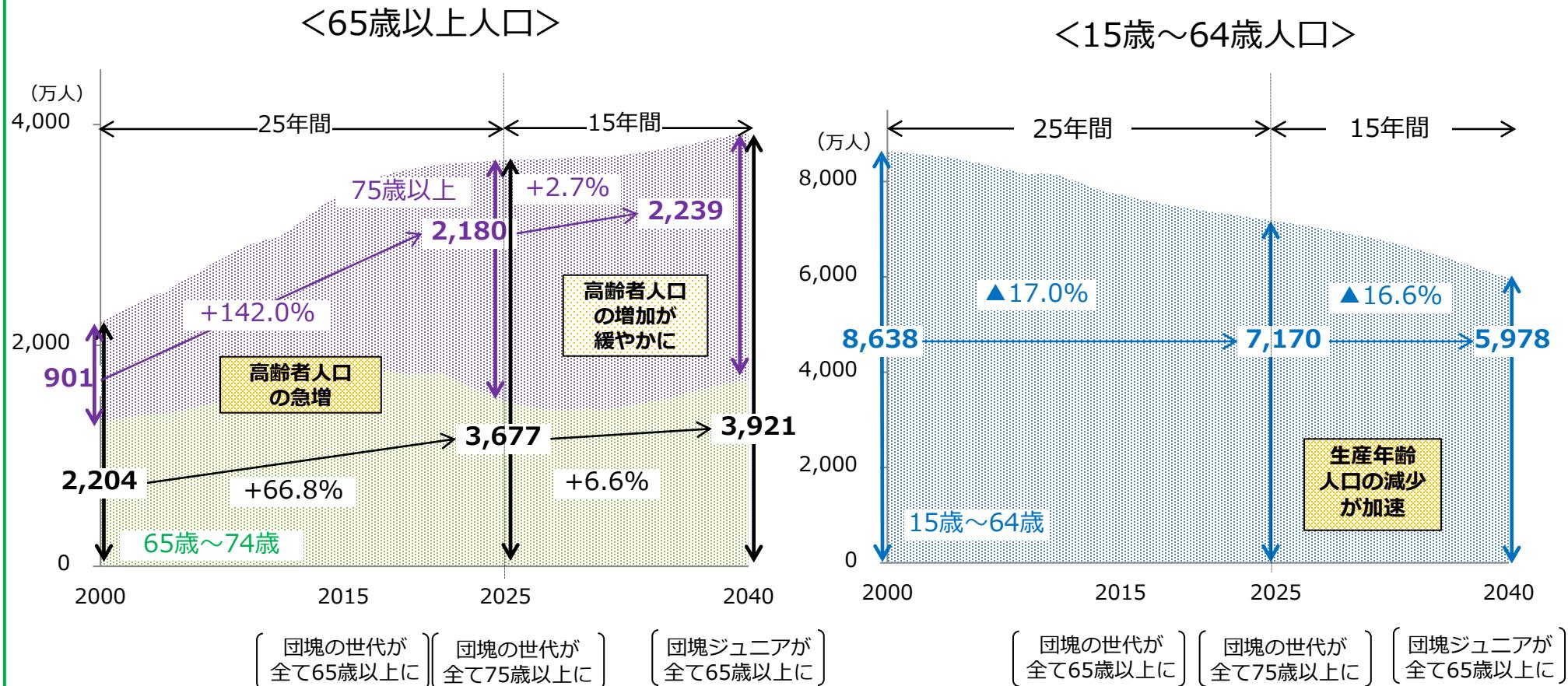
○ 2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になる



(出所) 2019年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)、高齢化率および生産年齢人口割合は、2019年は総務省「人口推計」、それ以外は総務省「国勢調査」
2019年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」:出生中位・死亡中位推計」

2040年までの人口構造の変化

- 我が国の人団塊の世代が全員75歳以上となる2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、高齢者人口の増加は緩やかになる。
- 一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降さらに減少が加速。

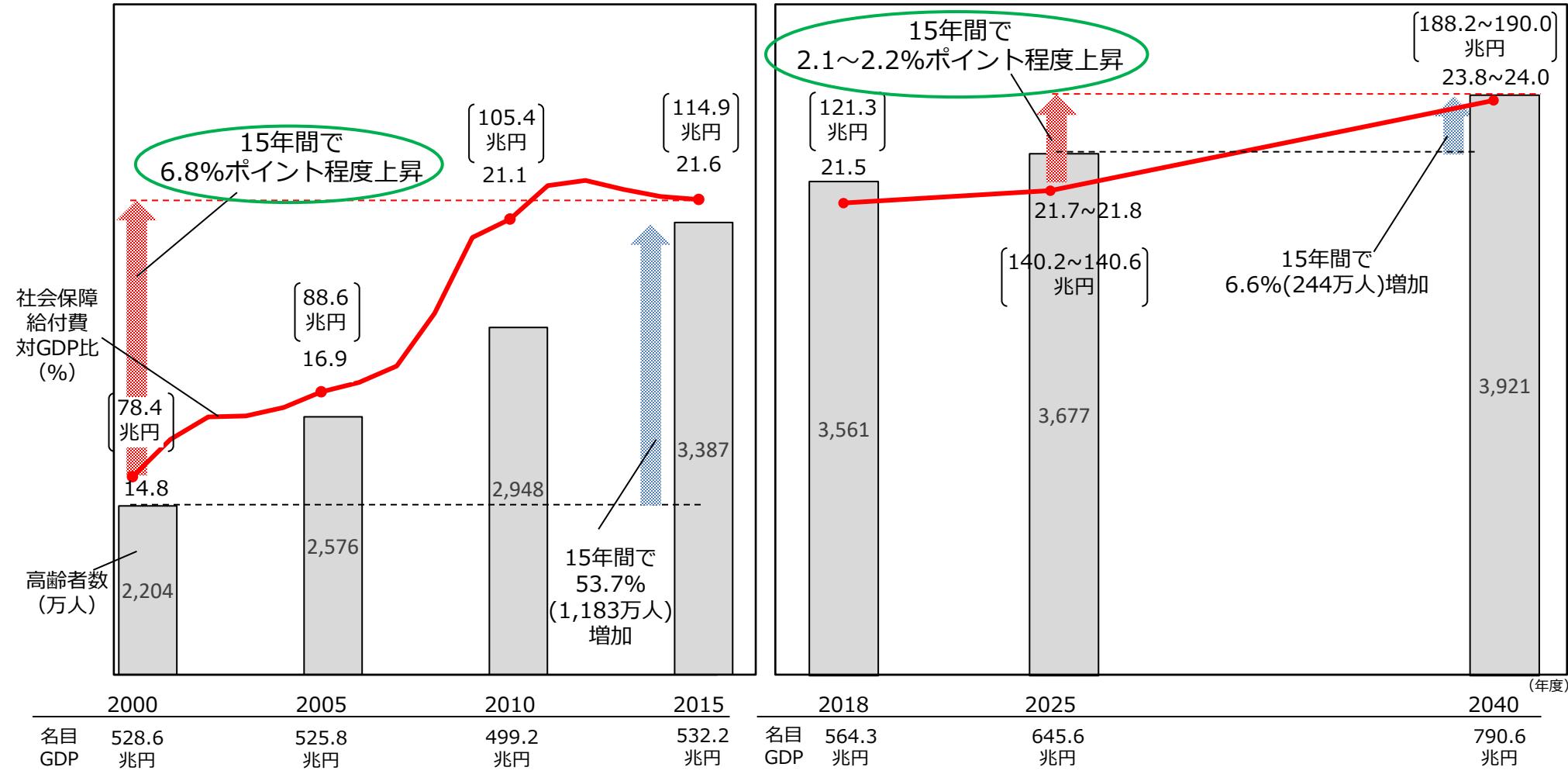


2040年までの社会保障給付費対GDP比等の推移（実績と将来見通し）

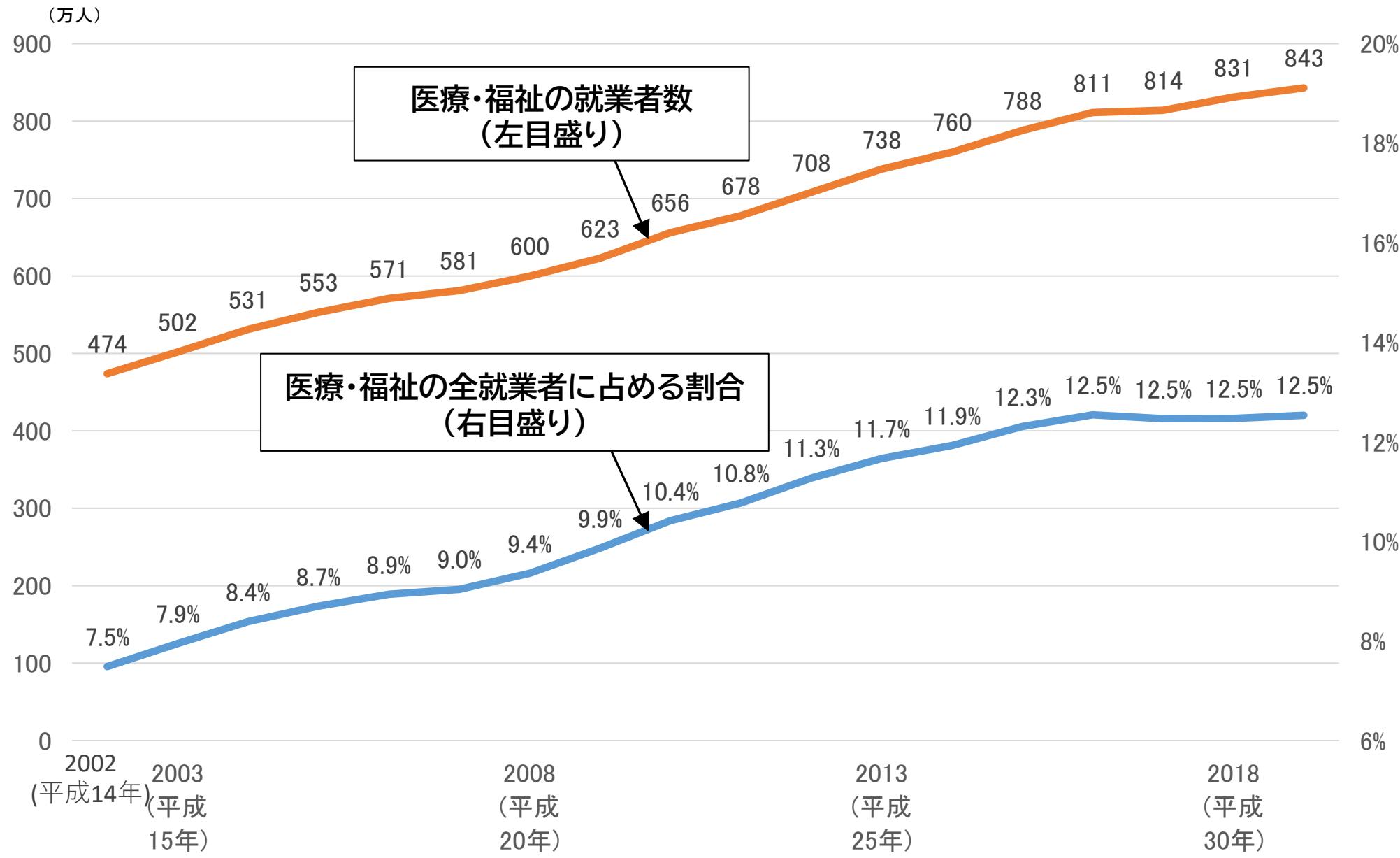
- 高齢者の増加のペースが変わること等から、2000年度から2015年度の15年間では6.8%ポイント程度上昇したのに対し、2025年度から2040年度の15年間では2.1～2.2%ポイント程度の上昇と見込まれている。

2000～2015年度の社会保障給付費対GDP比等 【実績】

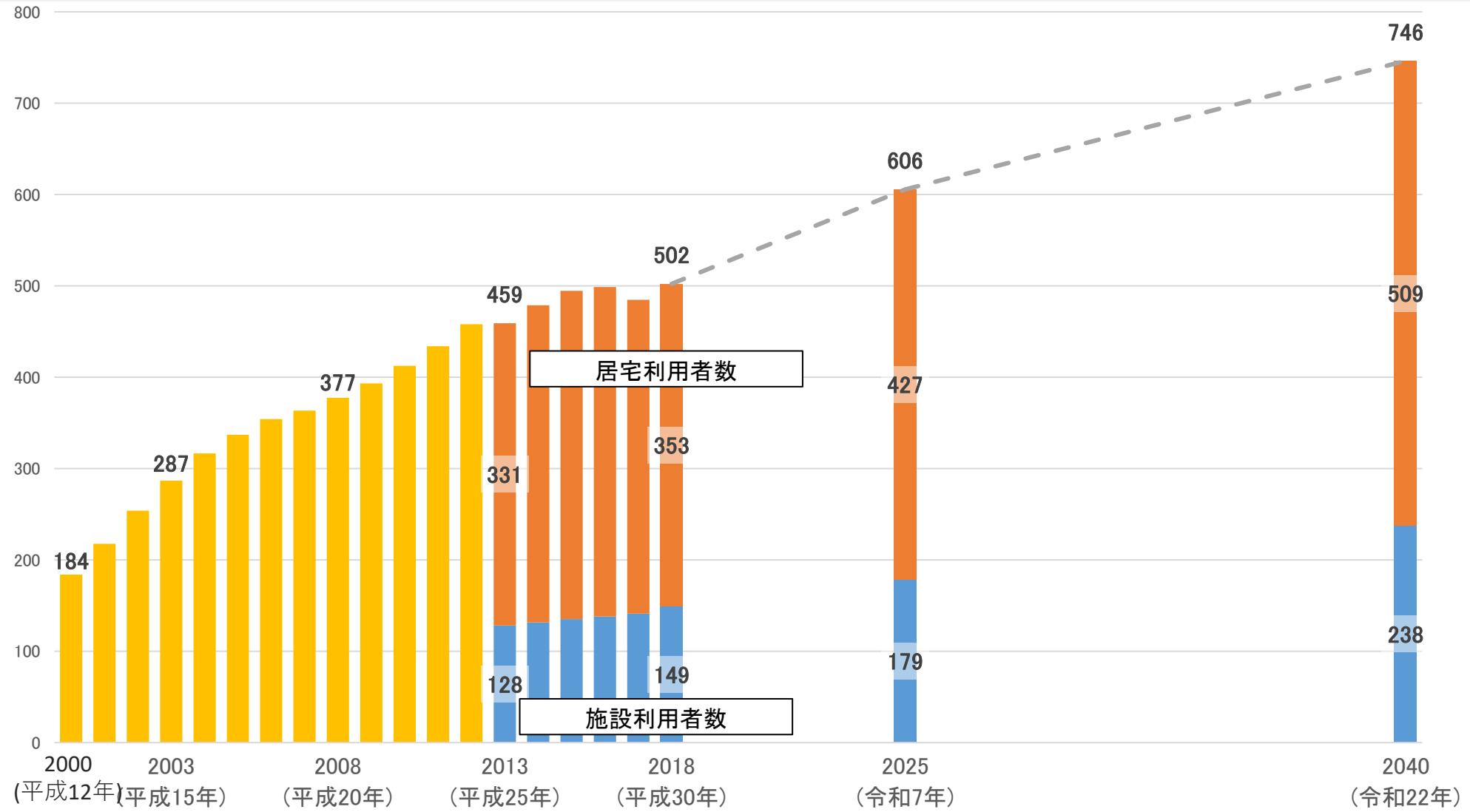
2018～2040年度の社会保障給付費対GDP比等 【将来見通し】



医療・福祉の就業者数の推移



介護保険利用者数の推移及び見通し

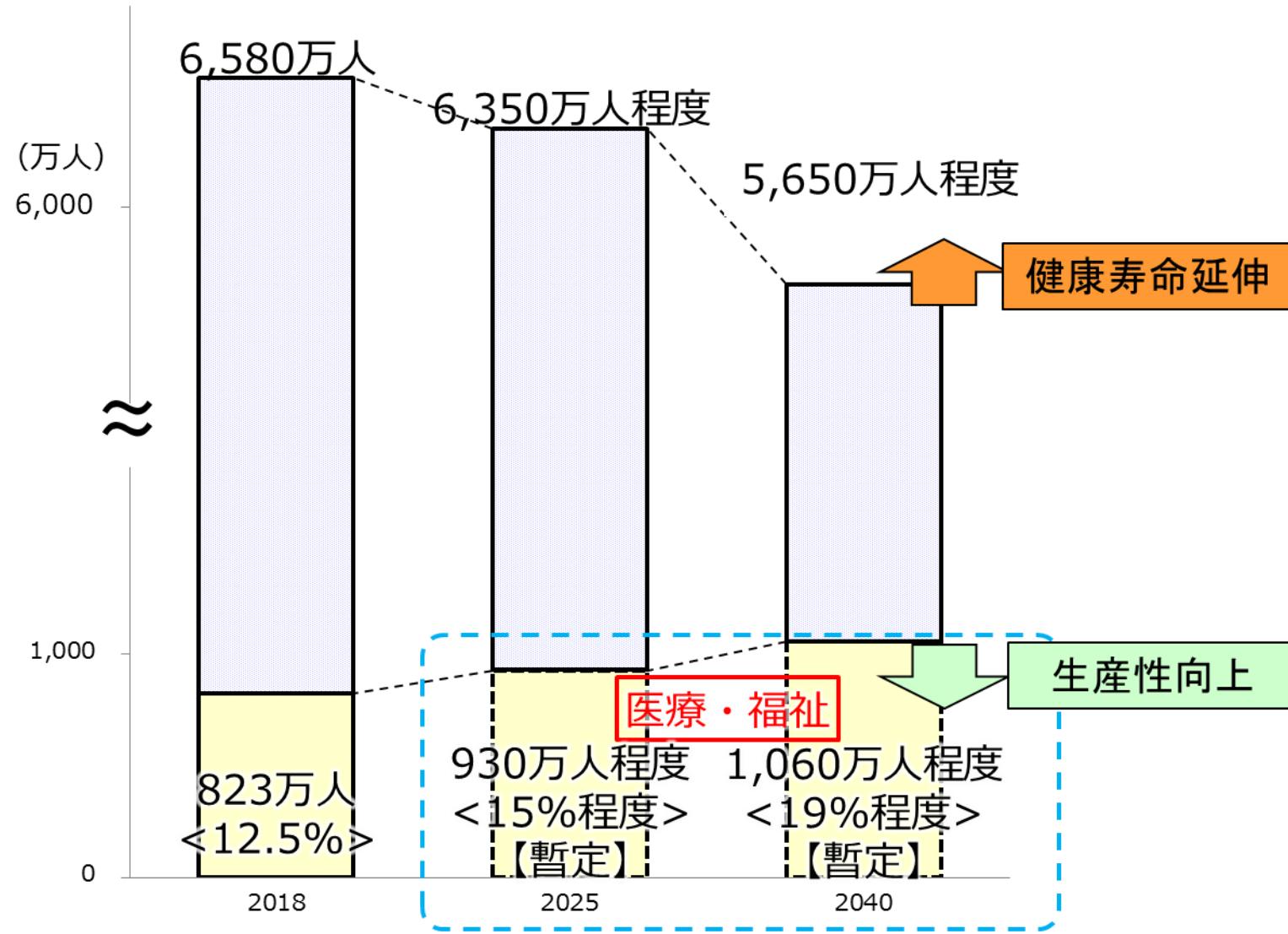


資料:2017年以前については、厚生労働省「介護保険事業状況報告」。

2018年以降は「2040年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)(内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省、平成30年5月21日)」

注)2012年以前は、施設利用者数・居宅利用者の内訳は把握していない。

2040年までの就業者数の推移



改革の効果とマンパワーの見通し

- 2040年を展望すると、高齢者の人口の伸びは落ち着き、現役世代（担い手）が急減する。
→ 「総就業者数の増加」と、「より少ない人手でも回る医療・福祉の現場の実現」が 必要。

一億総活躍

(高齢者、若者、女性、障害者)

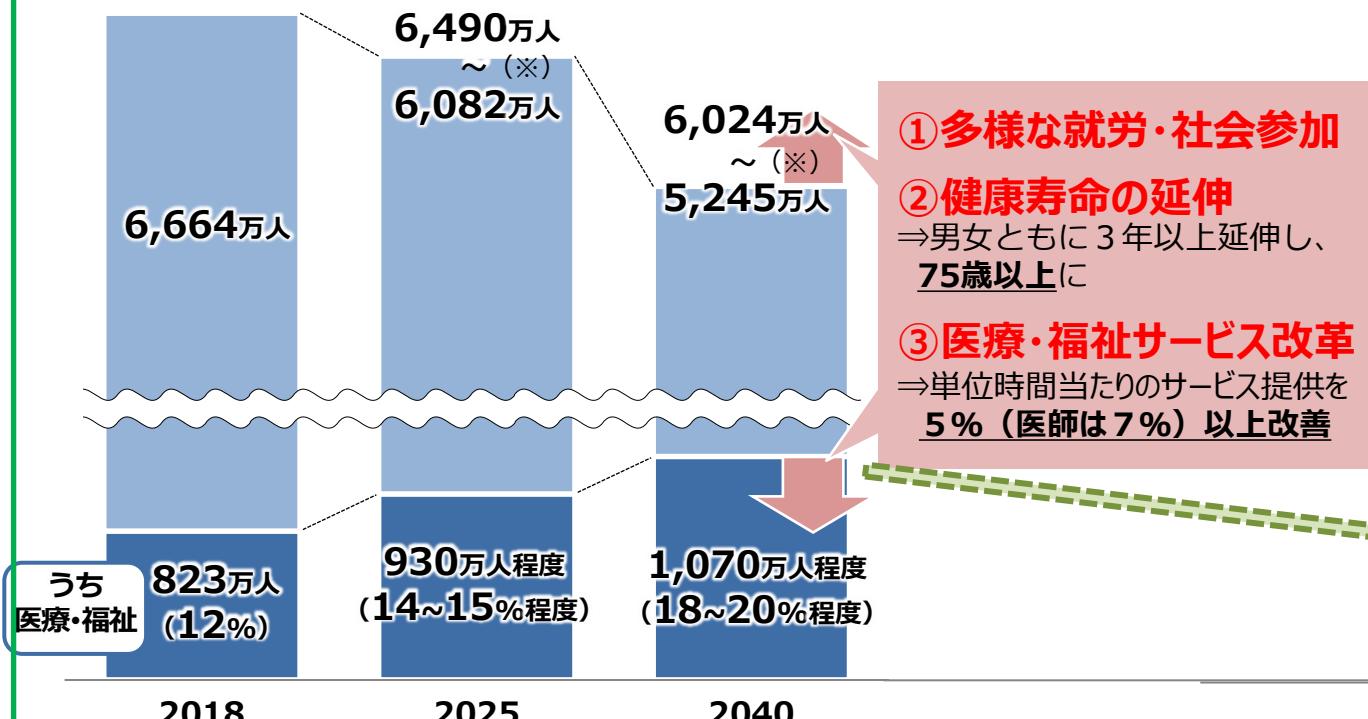
イノベーション

(テクノロジーのフル活用)

社会保障を超えた連携

(住宅、金融、農業、創薬等)

需要面から推計した医療福祉分野の就業者数の推移



(参考)

需要面・供給面を勘案した
「医療・福祉」の就業者数
経済成長と労働参加が
適切に進むケース

6,024万人

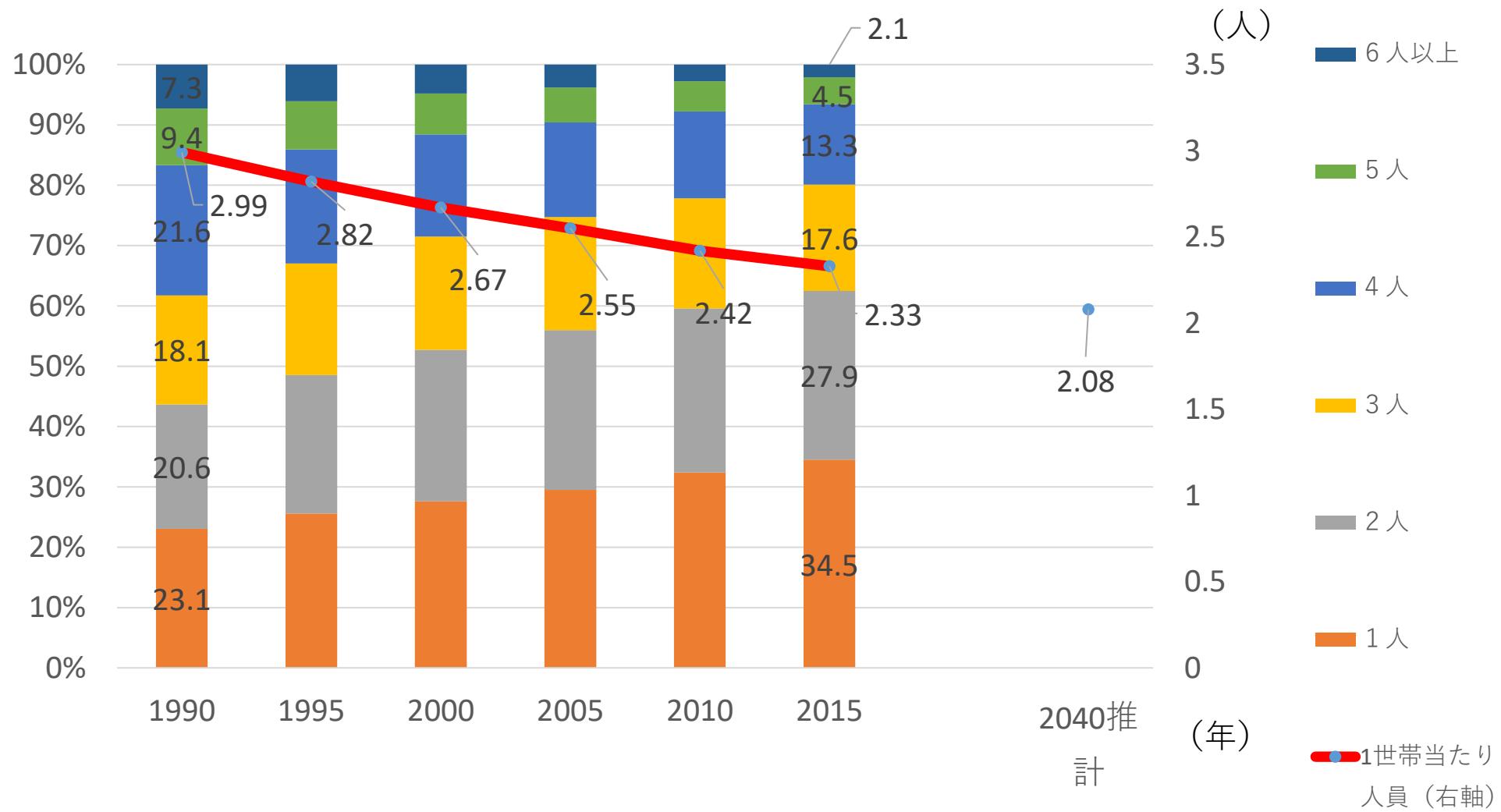
974万人
(16%)

※：総就業者数は雇用政策研究会資料（平成31年1月15日）。総就業者数のうち、下の数値は経済成長と労働参加が進まないケース、上の数値は進むケースを記載。

1. なぜ今、地域共生社会か

(2) 世帯と地域の変容

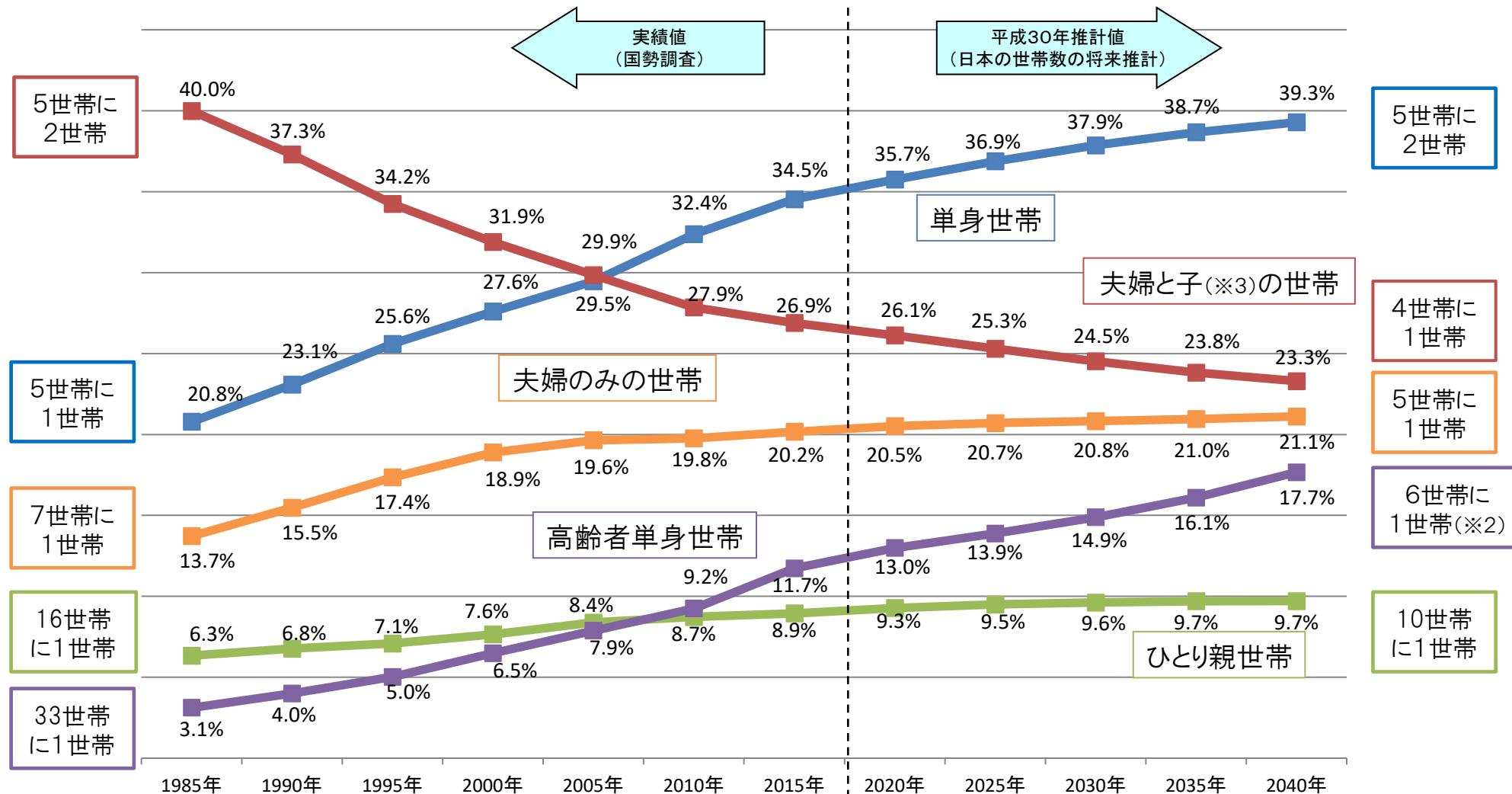
世帯人員数別世帯数と1世帯当たり人員の推移



資料：2015年までは総務省統計局「国勢調査」、2040年推計値は
国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（平成30年推計）による。

世帯構成の推移と見通し

○**単身世帯、高齢者単身世帯(※1)、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。**
単身世帯は、2040年で約4割に達する見込み。(全世帯数約5,333万世帯(2015年))



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」

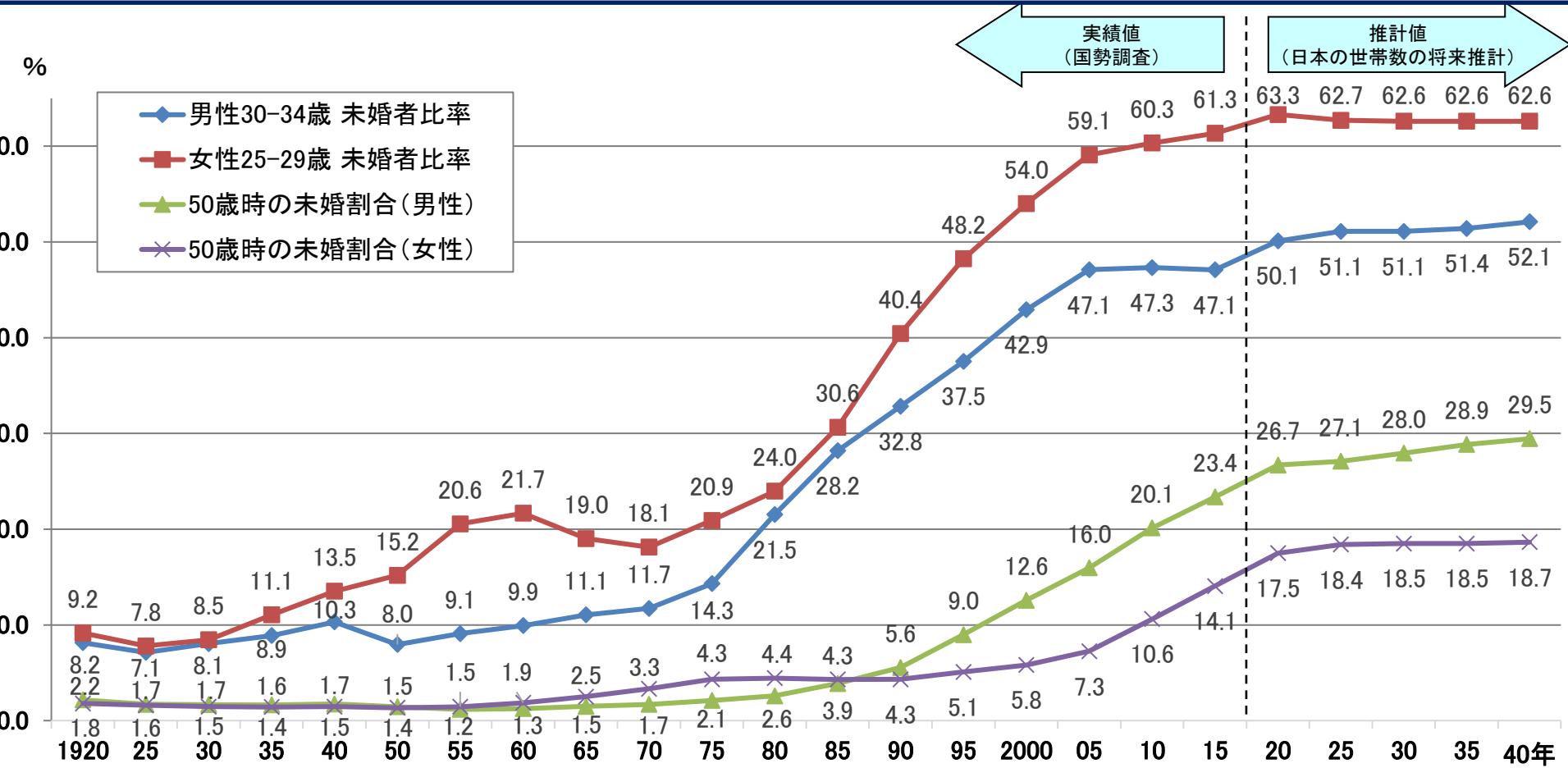
(※1)世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2)全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、32.6%(2015年)から40.0%(2040年)へと上昇。

(※3)子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

未婚割合の推移

- **50歳時の未婚割合は、急速な上昇**を続けており、2015年の実績では、男性が20%強、女性が10%強となっている。これが2040年には男性で約29%、女性で約19%になると見込まれる。
- このような者は、将来、高齢単身世帯となる可能性が高く、身近な生活上のニーズや孤立等のリスクに脆弱な単身高齢者が今後増加していく可能性が高いと考えられる。



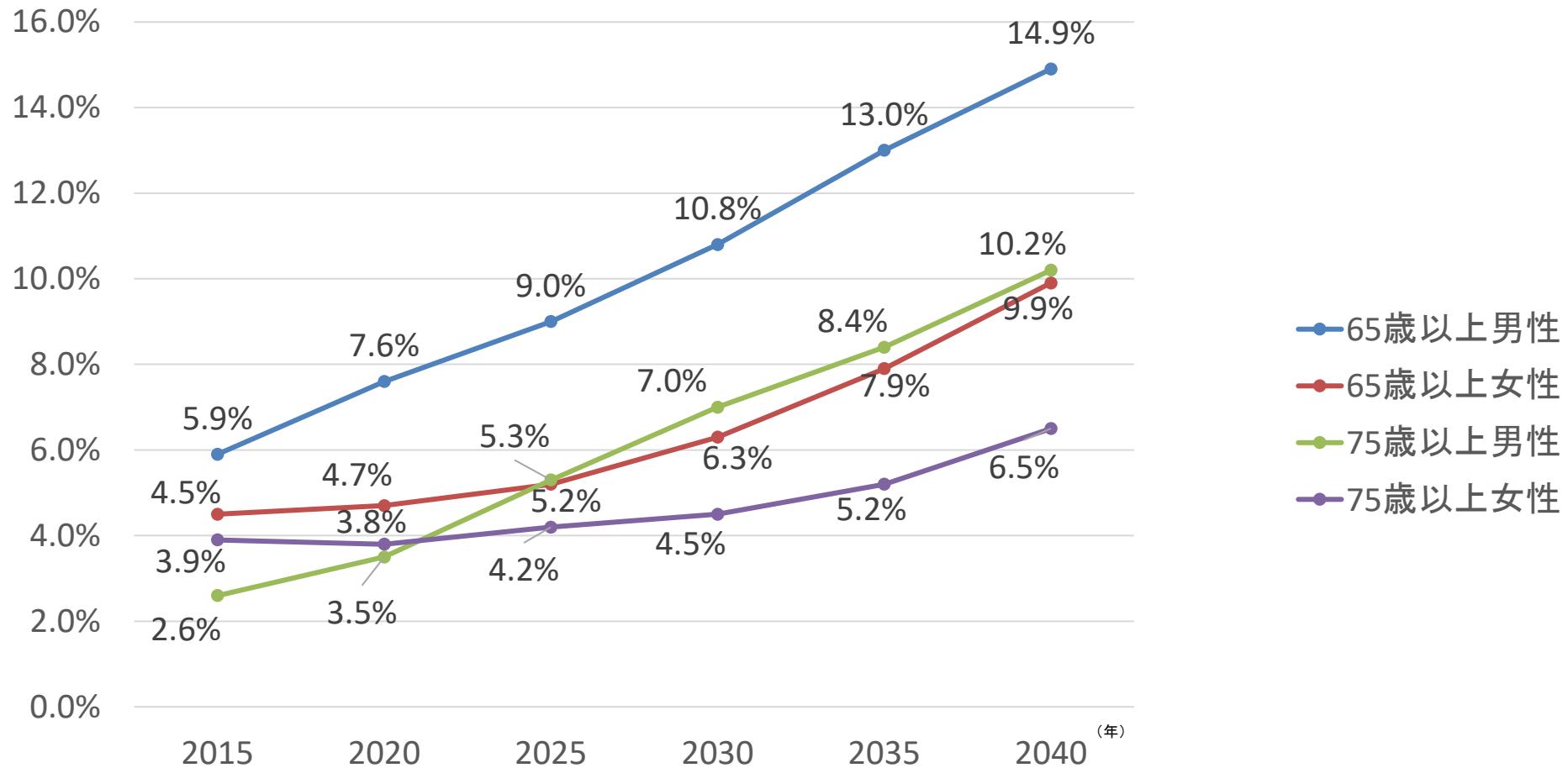
資料出所：総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（2018年推計）」

注1：男性30～34歳未婚率、女性25～29歳未婚率は、2015年までは「国勢調査」、2020年以降は「日本の世帯数の将来推計」による。

注2：50歳時の未婚割合は、2015年までは「国勢調査」、

2020年以降は「日本の世帯数の将来推計」より45歳～49歳の未婚率と50歳～54歳の未婚率の平均。

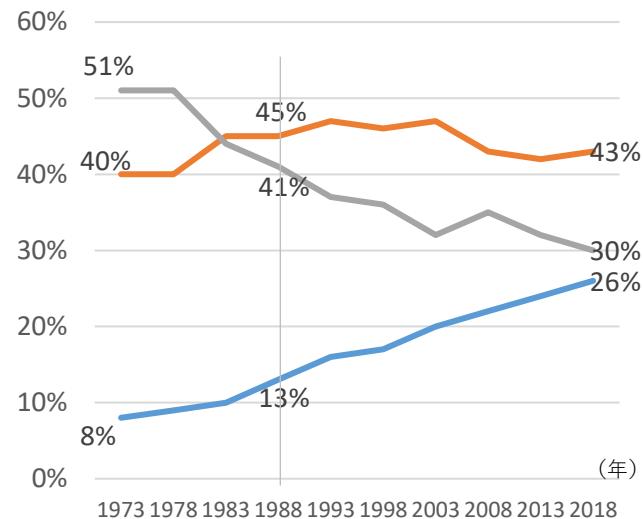
未婚率の将来推計（高齢者）



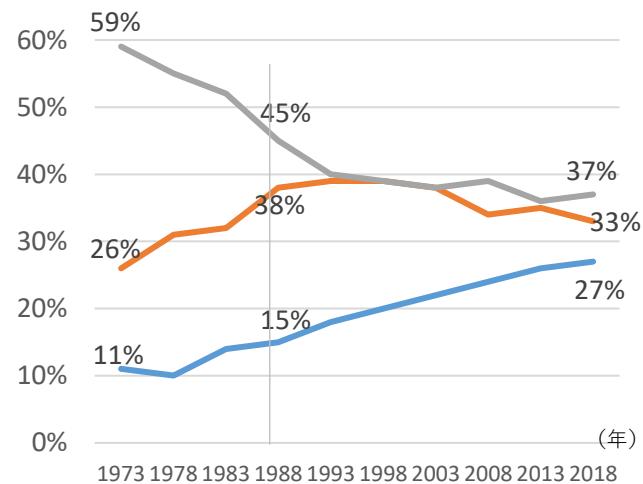
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(平成30年推計)

つきあいとして望ましいと考えられているもの

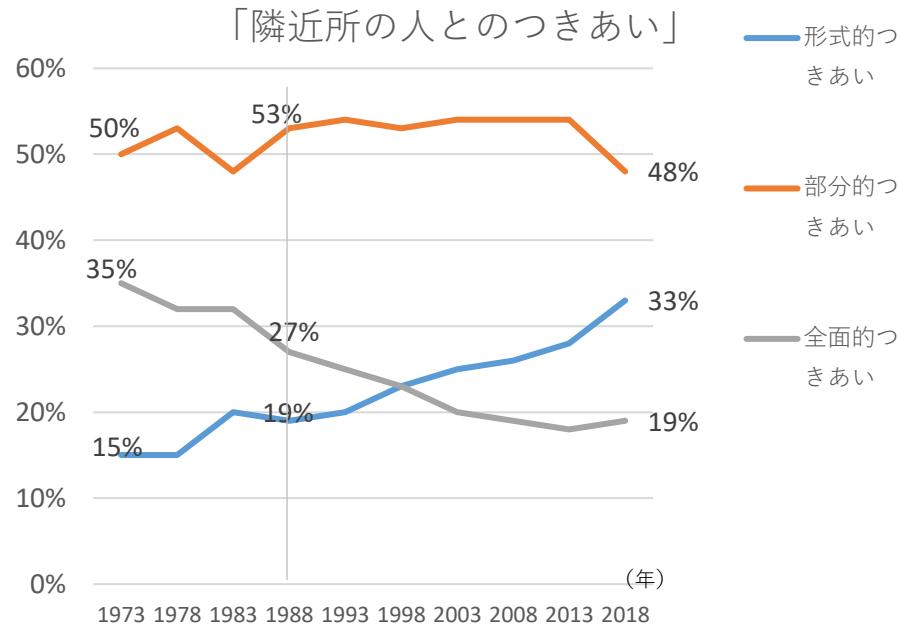
「親せきとのつきあい」



「職場の同僚とのつきあい」



「隣近所の人とのつきあい」



資料：NHK放送文化研究所「日本人の意識調査」

(注) 「形式的つきあい」「部分的つきあい」「全面的つきあい」の定義はそれぞれ以下のとおり。

「形式的つきあい」：一応の礼儀を尽くす程度のつきあい

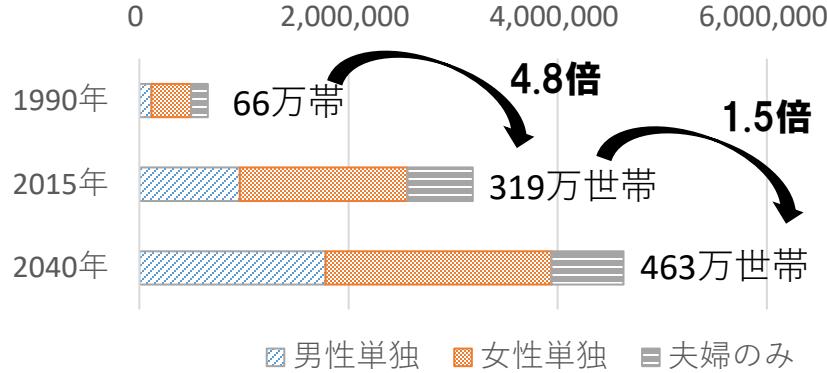
「部分的つきあい」：気軽に行き来できるようなつきあい

「全面的つきあい」：なにかにつけ相談したりたすけ合えるようなつきあい

生活の支えが必要と思われる高齢者の世帯数(粗い試算)

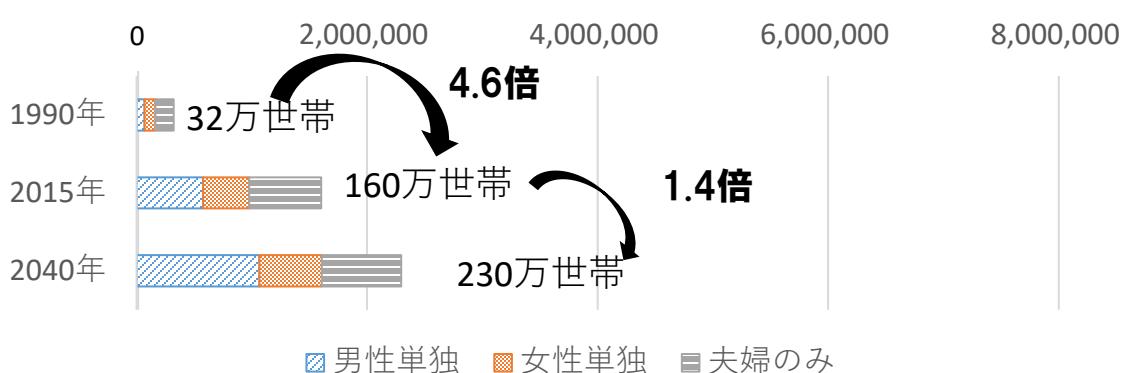
会話頻度が少なく、見守りや居場所・

参加の場が必要と思われる世帯

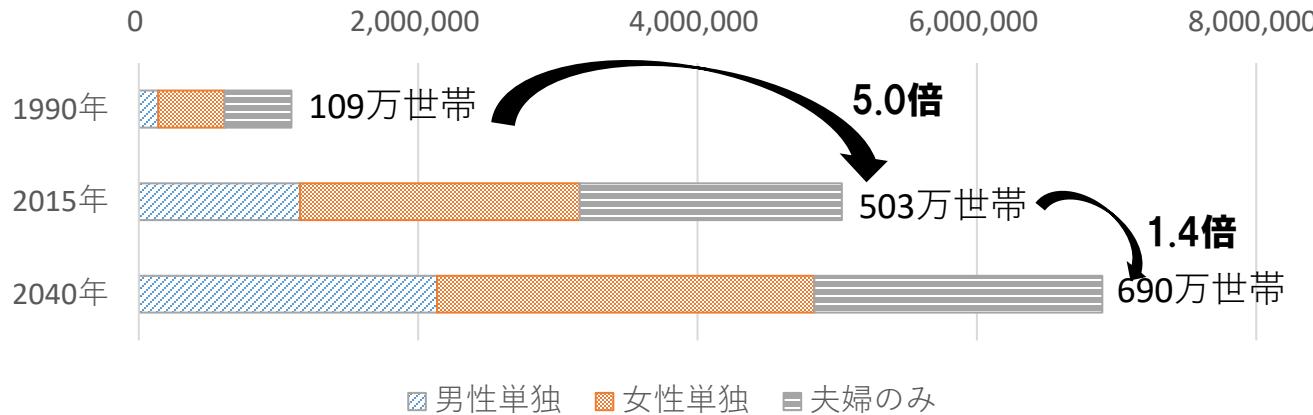


日頃のちょっとした手助けが得られず、

ときに生活支援等が必要と思われる世帯

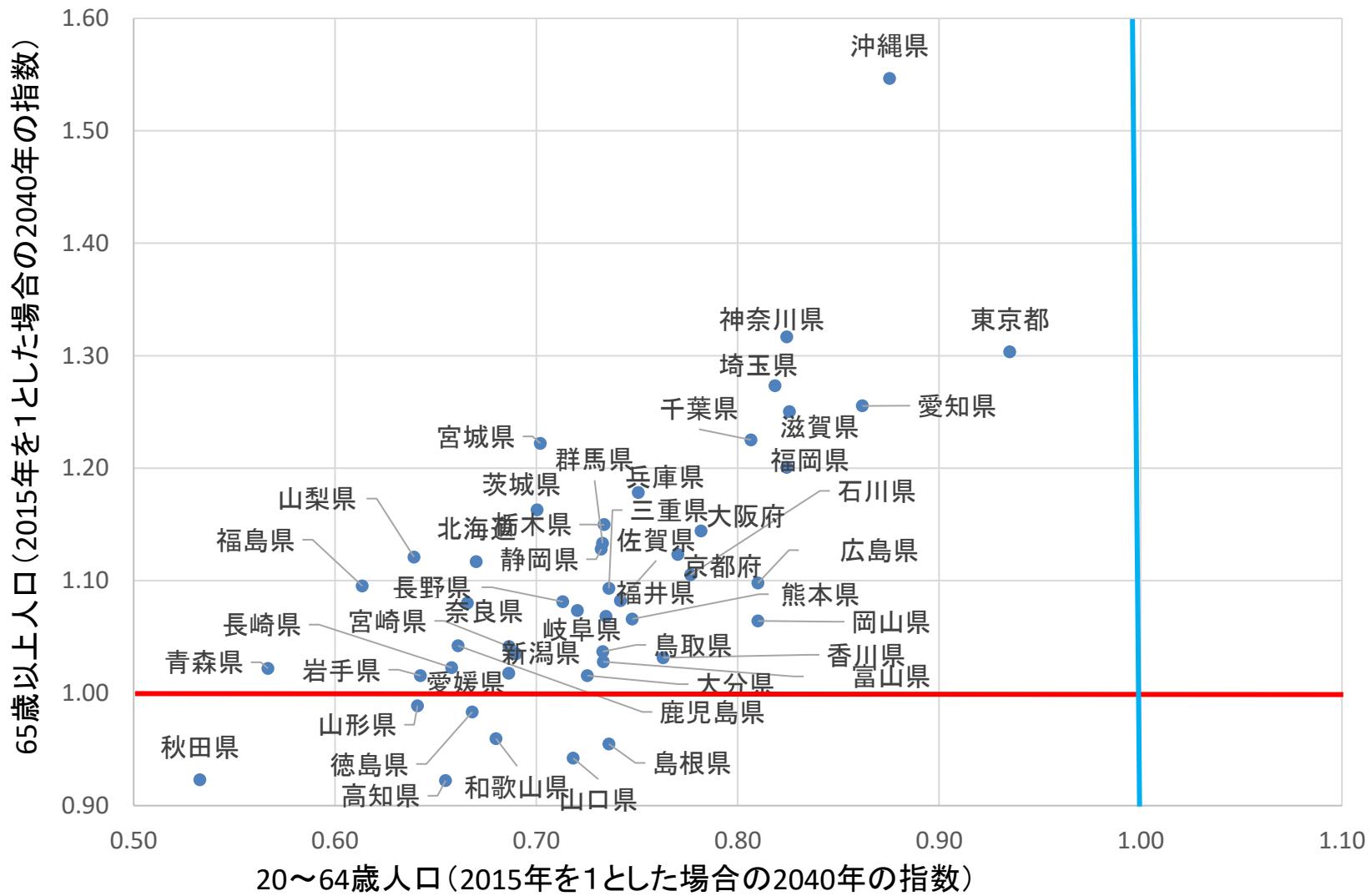


介護や看病で頼れる人がおらず、
いざという時に支援者が必要と思われる世帯



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（平成30年推計）、
同「生活と支え合いに関する調査」（2017年7月）を用いて厚生労働省政策統括官付政策評価官室において推計。

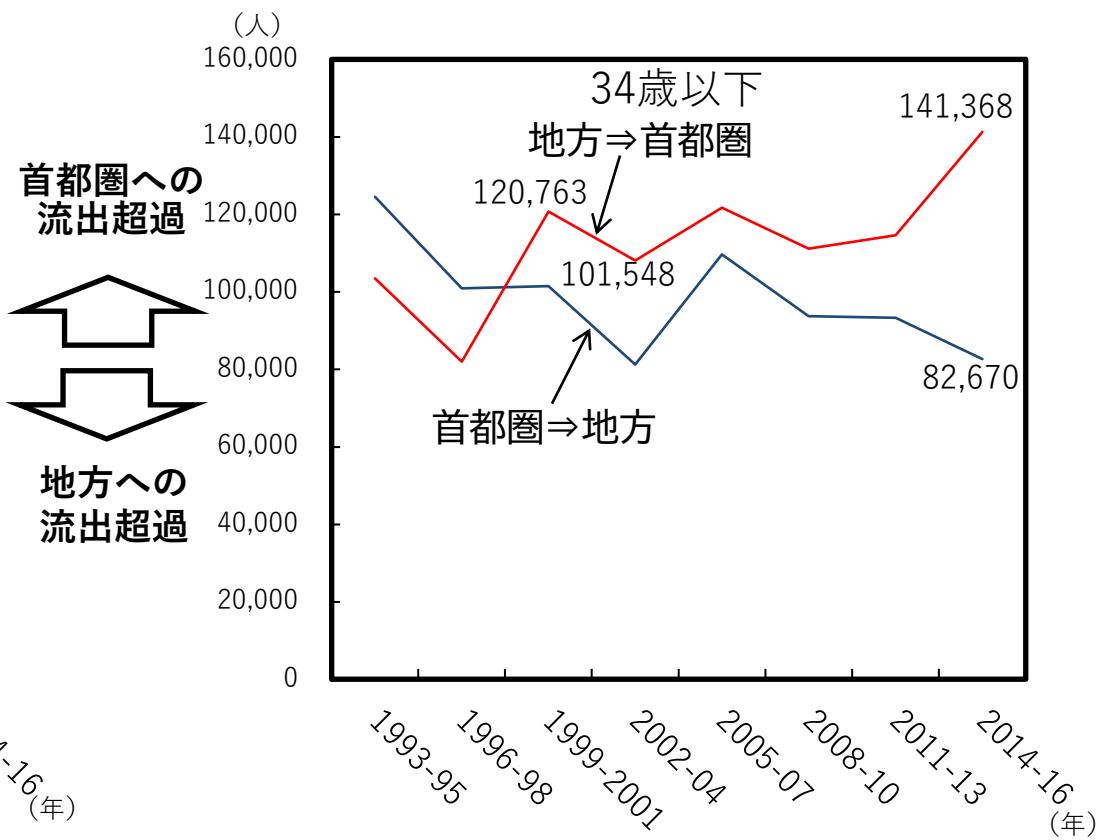
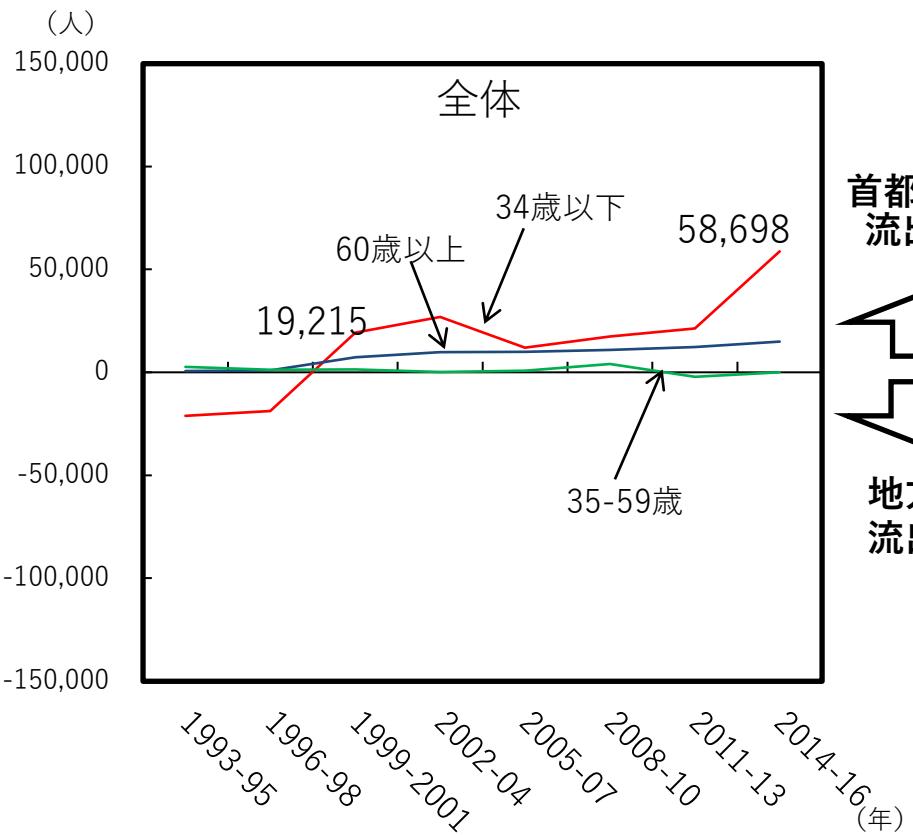
都道府県ごとの人口の増減（2015年から2040年にかけて）



資料:2015年人口につき総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳で分類した人口(参考表)」、
2040年人口につき国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」
より厚生労働省政策統括官付政策評価官室において作成。

地域の縮小

- ◆ 2040年には、人口5千人未満の自治体が全体の約4分の1を占める見込み
- ◆ 広域的な労働移動が今後も進むと、若い世代が支えている地方の産業が維持できなくなる懸念
- ◆ 医療・福祉をはじめとする公共サービス等へのアクセスの確保も大きな課題



資料：厚生労働省雇用政策研究会報告書（2019年7月26日）より一部改変。

（注）厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室「雇用動向調査」における個票情報を職業安定局雇用政策課において特別集計して作成。「首都圏」とは、「東京」「埼玉」「千葉」「神奈川」をさす。地方とはそれ以外をさす。

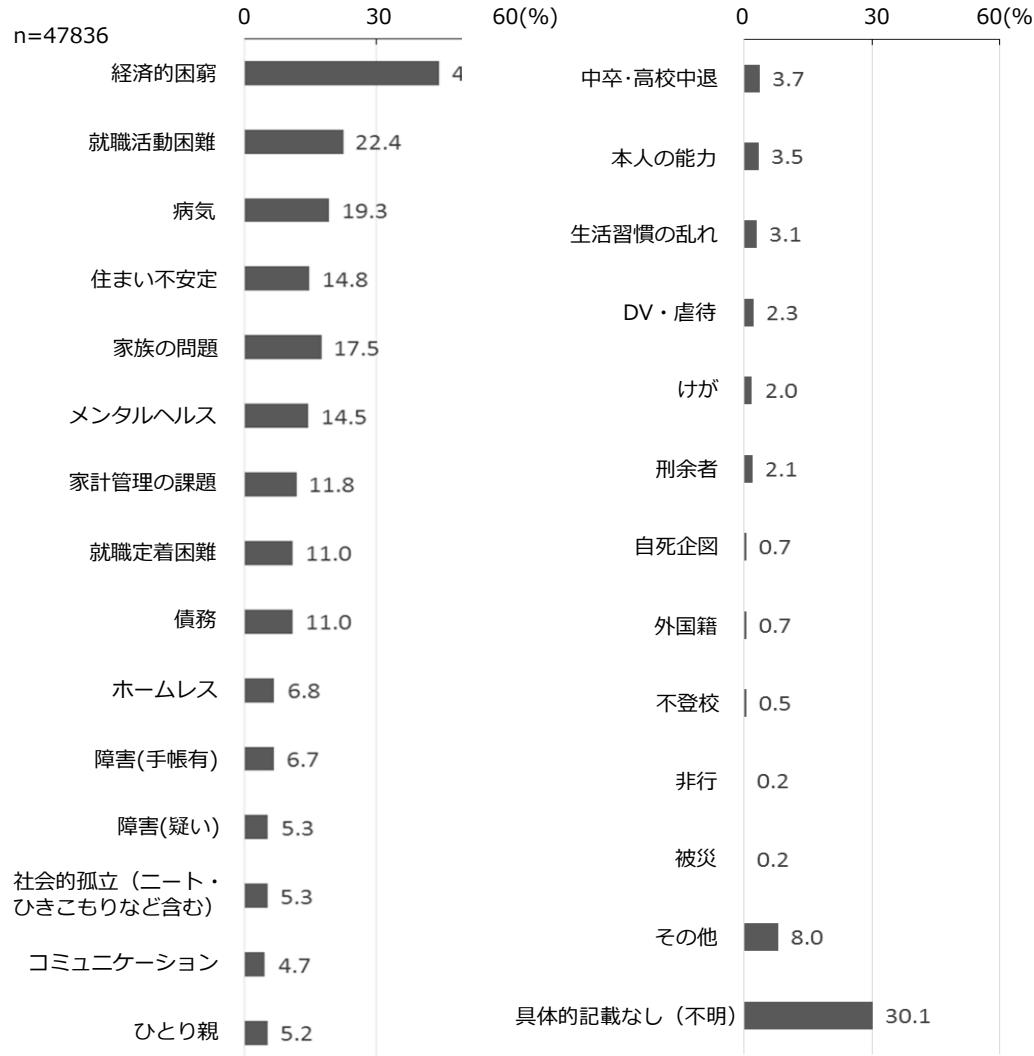
1. なぜ今、地域共生社会か

(3) 支援ニーズの多様化と複雑化

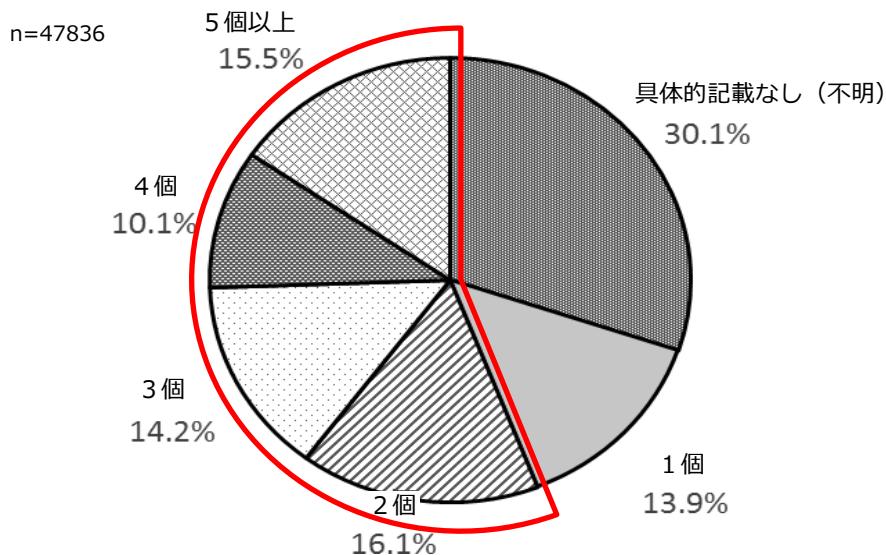
各制度等における複合的課題等について① (生活困窮者自立支援制度)

- 相談に訪れる人の抱える課題は経済的困窮をはじめ、就職活動困難、病気、住まい不安定、家族の問題など多岐にわたり、複数の課題を抱える者が半数を超える。

1. 新規相談者の特性(抱える課題)



2. 左の各項目の該当個数



(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象118自治体の平成28年4月～平成28年12月の新規相談受付47,836ケースについてグラフ化したもの。

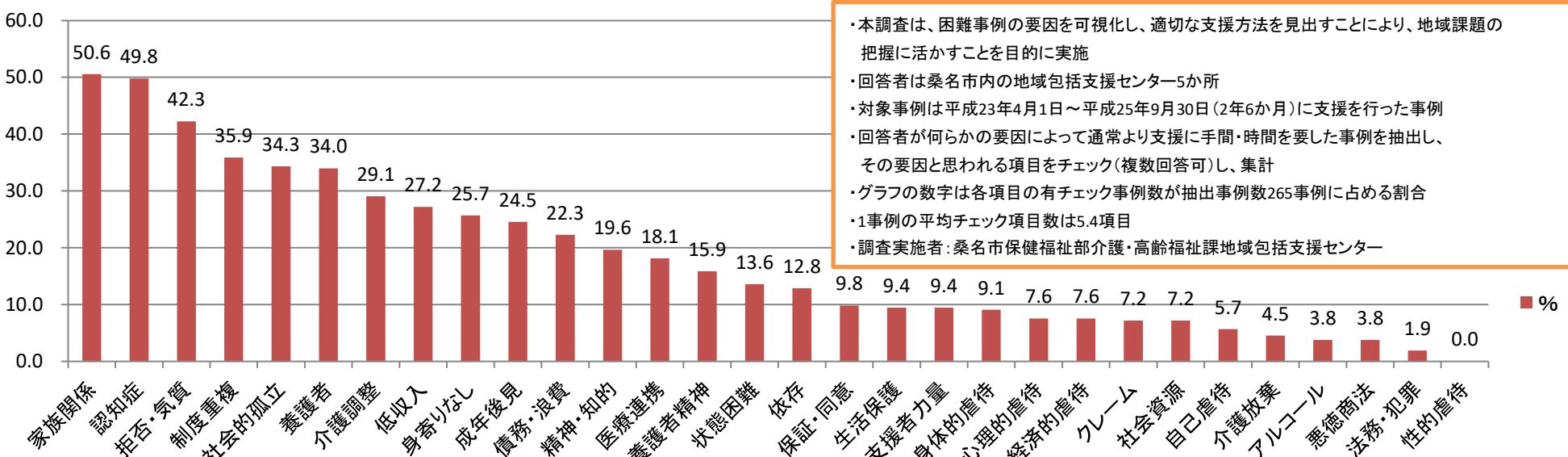
各制度等における複合的課題等② (介護保険制度(桑名市地域包括支援センターの調査を例に))

- 地域包括支援センターにおける困難事例(何らの要因によって通常より支援に手間・時間を要した事例)の要因を調査。
- その調査結果によれば、
① 家族関係、認知症、拒否・気質等多様な要因が挙げられるとともに、
② 1事例あたり平均5.4項目の要因(抽出事例265事例に対し要因項目1,437項目)となっており、複数の要因が複雑に絡み合い、事例への対応をより困難化している状況が見られる。
- また、調査結果から、地域課題として、家族、親族、地域との関係が希薄で支援者の不在の事例が困難化している状況等(※)が見えてきている。

(※)調査結果から見えてきた地域課題

①家族、親族、地域との関係が希薄で支援者が不在の事例が困難化している、②支援にあたる家族、親族の不在は、医療同意、身元保証、身元引受で支障をきたしている、③支援にあたる家族、親族の不在に本人や養護者の認知症、精神疾患、拒否・気質等がある、④複数の要因が絡み合って事例をより困難化させている、⑤解決には経済状況の改善、制度の重複利用、法律職との連携等、専門外の支援が必要、⑥通常の支援では経験しない分野の課題、支援担当者が明確でないグレーゾーンの存在、セーフティネット機能の発動、限られた時間での対応等、少數でも難易度の高い事例がある

桑名市における困難事例要因調査結果～細分類項目別～ (2013.11.1調査)



各制度等における複合的課題等③ (障害者総合支援制度(埼玉県での調査を例に))

- 障害者に対する相談支援について、その体制に関する実態調査によれば、
 - ・ 2008年度調査と2018年度調査を比較すると、困難事例の問題領域は各分野において総じて拡大し、虐待、ひきこもり、学校教育の順で拡大幅が大きくなっている。
 - ・ また、障害福祉分野以外の学校教育、ひきこもり、住居、人間関係、収入といった分野も拡大しており、相談支援事業において、他分野に関する対応困難事例が増加している状況が見られる。

埼玉県での相談支援体制実態調査の概要

○2008年度調査

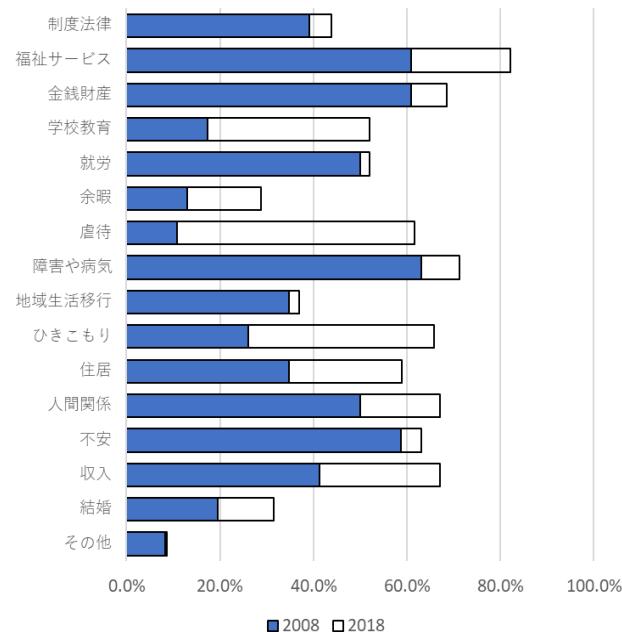
- ・埼玉県内の相談支援事業所の2007年度実績を調査
- ・委託相談支援事業所67事業所の内52事業所が回答

○2018年度調査

- ・埼玉県内の基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の2017年度実績を調査
- ・基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所、91事業所が回答
- ・基幹のみ2事業所、基幹と委託16事業所、委託のみ71事業所、2事業所が不明

分析結果

(1)困難事例の問題領域の比較



(2)問題領域の数の平均値

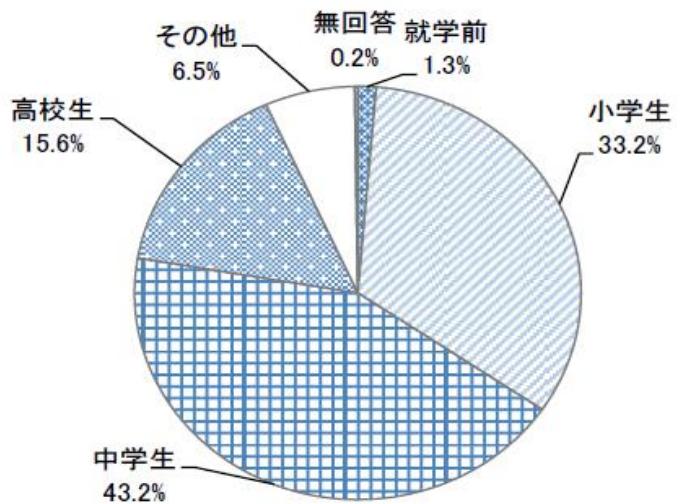
困難事例ありと回答した事業所(2008年46事業所、2018年73事業所)を対象に、問題領域数の平均値を分析した結果、10年間で2領域増加している傾向にあった。

2008年	6.4
2018年	8.6

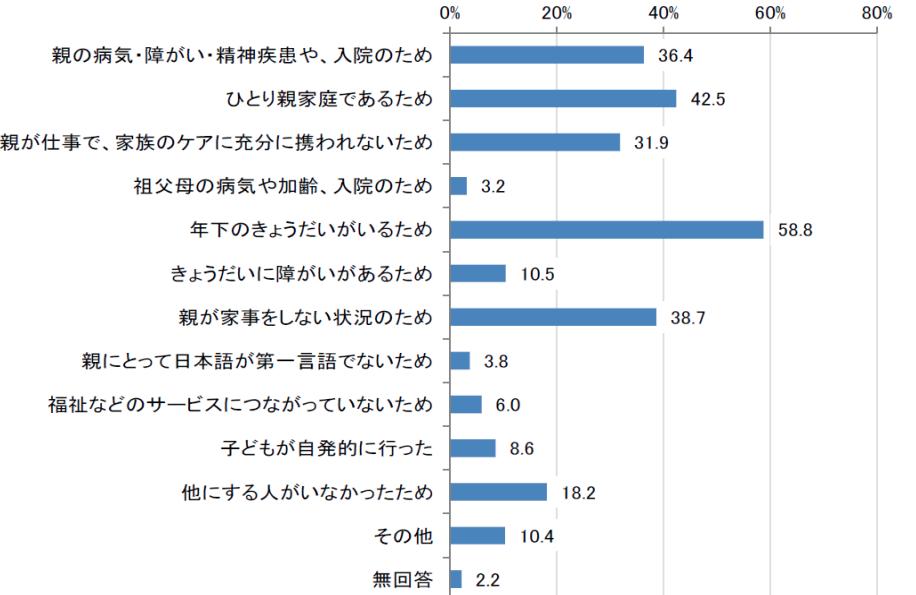
各制度等における複合的課題等④ (子ども分野(ヤングケアラーの調査を例に))

- 家族にケアを要する人がいることで、家事や家族の世話をを行う子ども(ヤングケアラー)の実態調査によれば、就学前の子どもであったり、精神疾患や依存症などの母や父のケアをしている子どもなども見られ、多様な状況がうかがわれる。
- また、同調査における支援団体からのヒアリング結果によれば、以下のような現状と課題が認識されており、その世帯が孤立化しやすい状況にあるとともに、子どものみならずその世帯全体の課題に対するアプローチが求められている。
 - ・ 子ども自身が声をあげることが難しい。精神疾患について、社会の理解が進んでいるとは言えない現状もあり、より語られない、孤立しやすい
 - ・ 家族構成の把握まではするが、家族ひとりひとりの状況を把握するまでには至らず、家族のケアまでは考えられていない。ただ最近は、アウトリーチが少しずつ増え、生活の場が見えてきたので、家族のケアの視点も徐々に広がりつつあるのではないかと感じる
 - ・ 今は、親の支援と子どもの支援が分かれており、連携ができていないと感じている。ケア対象者の症状の種別に関わらず、教育、医療、保健、福祉等が横断的につながることが必要である

ヤングケアラーの子どもの属性(学年) (n=906)



ケアをすることになった理由(複数回答) (n=906)



各制度等における複合的課題等⑤ (自殺対策(自殺既遂者))

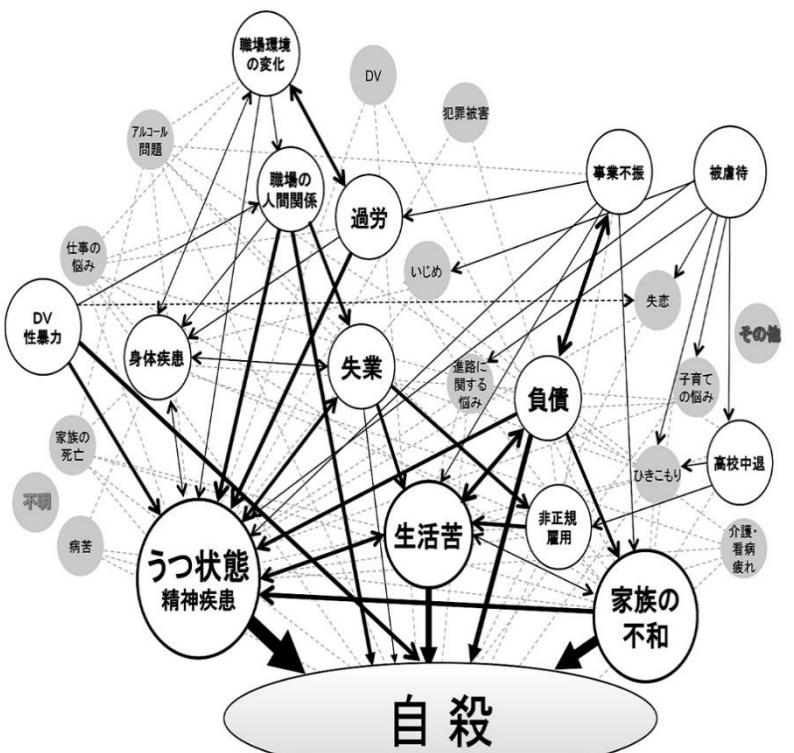
○民間団体が自殺で亡くなった方の遺族の協力を得て行った調査によれば、

- ・潜在的な自殺の危機要因となり得るものは69個
- ・自殺で亡くなった人が抱えていた危機要因の平均個数が3.9個
- ・最初の危機要因の発現から自殺で亡くなるまでの期間の中央値は5.0年、平均値は7.5年
- ・亡くなる前に、行政や医療等の何らかの専門機関に相談していた方が約70%

等といった結果が示されている。

○こうした調査結果からは、自殺に至るまでのプロセスにおいて、**様々な危機要因(課題)が複合的に絡み合い、経時的に変化・複雑化している状況**が見られるとともに、個々の課題に対応するための支援とあわせて、**本人に継続的に関わり続けるための支援の必要性が示唆**されていると考えられる。

自殺の危機経路



自殺の危機要因となり得るもの

健康問題 (531)

身体疾患 (腰痛) (18)、身体疾患 (その他) (88)、うつ病 (274)、統合失調症等 (97)、アルコール問題 (34)、病苦 (17)、認知症 (2)、出産 (1)

経済・生活問題 (414)

倒産 (11)、事業不振 (60)、失業 (57)、就職失敗 (23)、生活苦 (66)、負債 (多重債務) (82)、負債 (住宅ローン) (10)、負債 (その他) (31)、借金の取り立て苦 (26)、連帯保証 (20)、経営の悩み (6)

家庭問題 (354)

家族間の不和 (親子) (71)、家族間の不和 (夫婦) (76)、家族間の不和 (その他) (17)、家族との死別 (自殺) (22)、家族との死別 (その他) (30)、家族の将来悲観 (6)、離婚の悩み (47)、被虐待 (当時) (4)、DV被害 (19)、育児の悩み (30)、介護・看病疲れ (24)、親の不仲・離婚 (6)、妊娠・不妊の悩み (1)

勤務問題 (366)

仕事の失敗 (39)、職場の人間関係 (95)、職場環境の変化 (配置転換) (43)、職場環境の変化 (昇進) (17)、職場環境の変化 (降格) (6)、職場環境の変化 (転職) (19)、休職 (13)、過労 (69)、職場のいじめ (11)、仕事の悩み (51)、定年退職 (3)

学校問題 (95)

進路の悩み (入試) (7)、進路の悩み (その他) (22)、学業不振 (8)、いじめ (4)、教師との関係 (15)、他生徒との関係 (15)、ひきこもり (16)、不登校 (6)、教師からの叱責 (1)

男女問題 (37)

結婚をめぐる悩み (6)、失恋 (16)、不倫の悩み (13)、恋人の自殺 (1)、性同一性障害 (1)

その他

犯罪発覚 (3)、犯罪被害 (7)、後追い (1)、心中 (8)、近隣関係 (15)、将来生活への不安 (29)、単身赴任 (2)、災害 (その他) (3)、親への家庭内暴力 (2)、高校中退 (5)、事故 (7)、同業者・同僚の自殺 (1)、配偶者への暴力 (4)、その他 (73)

1. なぜ今、地域共生社会か

(4) 地域共生社会の構想

社会の変容を受け止める

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化



- ◆ 一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない



- ◆ 一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒ 制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

地域共生社会の構想

◆ 制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

- 地域共生社会の理念とは、制度・分野の
枠や、「支える側」「支えられる側」という従
来の関係を超えて、人と人、人と社会とが
つながり、一人ひとりが生きがいや役割を
持ち、助け合いながら暮らしていくことので
きる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を
創るという考え方である。

2. これまでの歩みと現在の到達点

地域共生社会構想の経過

1. 生活困窮者自立支援制度 (H27.4～)

2. 医療・介護総合確保推進法 (H27.5)

* 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

3. 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン (H27.9)

* 新たな福祉サービスの提供システム等のあり方検討プロジェクトチーム

※「全世代・全対象型地域包括支援」の構築を提唱

4. 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)(H28.6)

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 (H28.7)

工程表決定 (H29.2)

5. 地域包括ケアシステム強化法 (H29.5)

* 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(H30.4 施行)

6. 2040年を展望した社会保障・働き方改革本部 (H.30.10)

とりまとめ(R元.5)

7. 地域共生社会の実現のための社会福祉法等改正法 (R.2.6成立、R.3.4施行)

* 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ (R元.12)

1. 社会的排除・孤立から社会的参加へ
2. 「ヒト」を中心に考える
 - 「ヒト」(必要とするひと)がいるから制度・事業がある
 - × 制度・事業があって対象者・利用者がいる
→ 制度・事業の鎌型に利用者・対象者を当てはめない
3. 双方向につなぐ
「支援を受ける人が地域社会に」 ⇌ 「地域社会が支援を受ける人に」



「地域共生社会」の理念への発展

1. 趣 旨

- 地域社会の変容等に伴い、福祉ニーズの多様化、複雑化が生じているとともに、人口減少の中で効果的・効率的なサービス提供の必要性や人材の確保の課題が生じており、地域の福祉サービスに係る新たなシステムを構築していく必要がある。
- そのため、次の3つの視点の下、新たなシステムの構築に向けたビジョンの策定とその具体化の方策を検討する。

2. 検討に当たっての3つの視点

(1)ニーズに即応できる地域の福祉サービスの提供の仕組み

- サービスの対象者の多様化、抱える困難の複合化、必要な支援の複雑化が進む中、対象者の状況に即応して、ニーズの把握から支援の組み立て、提供までを一貫して行うことができるシステムを地域の実情に応じて構築する必要がある。

(2)サービスを効果的に提供するための生産性の向上

- 人口減少に伴い、労働力人口が減少する中で、良質なサービスを効果的・効率的に提供していくためには、サービスの内容やプロセス等を改善し、生産性の向上等を図る必要がある。

(3)システムを担う人材の育成・確保

- 人口減少が進む中で、新たなシステムを担う人材、すなわち、サービスをコーディネートする者とサービスの提供を担う者をそれぞれ育成・確保していく必要がある。

3. プロジェクトの構成

1. プロジェクトチームの下に幹事会及びワーキングチームを置く。

〔プロジェクトの構成員〕

(主査)社会・援護局長、雇用均等・児童家庭局長、障害保健福祉部長、老健局長、政策統括官(社会保障担当)

〔幹事会構成員〕

(主幹事)社会・援護局総務課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長、政策統括官社会保障担当参事官、健康局がん・健康増進課長、疾病対策課長、雇用均等・児童家庭局保育課長、家庭福祉課長、社会・援護局保護課長、地域福祉課長、福祉基盤課長、障害保健福祉部障害福祉課長、老健局介護保険計画課長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長

〔ワーキングチーム構成員〕 (略)

2. プロジェクトチームの庶務は、社会・援護局地域福祉課において行う。

～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～

4つの改革

新しい地域包括支援体制

〔包括的な相談支援システム〕

1 包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て+資源開発



- 地域により
・ワンストップ型
・連携強化型

- 地域をフィールドに
保健福祉と雇用や
農業、教育など
異分野とも連携

誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり

2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

- 多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進
・運営ノウハウの共有
・規制緩和の検討 等
- 1を通じた総合的な支援の提供

サービス提供のほか地域づくりの拠点としても活用

背景・課題

①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応等に課題

〔制度ごとのサービス提供〕



②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

新しい支援体制を支える環境の整備

4 総合的な人材の育成・確保

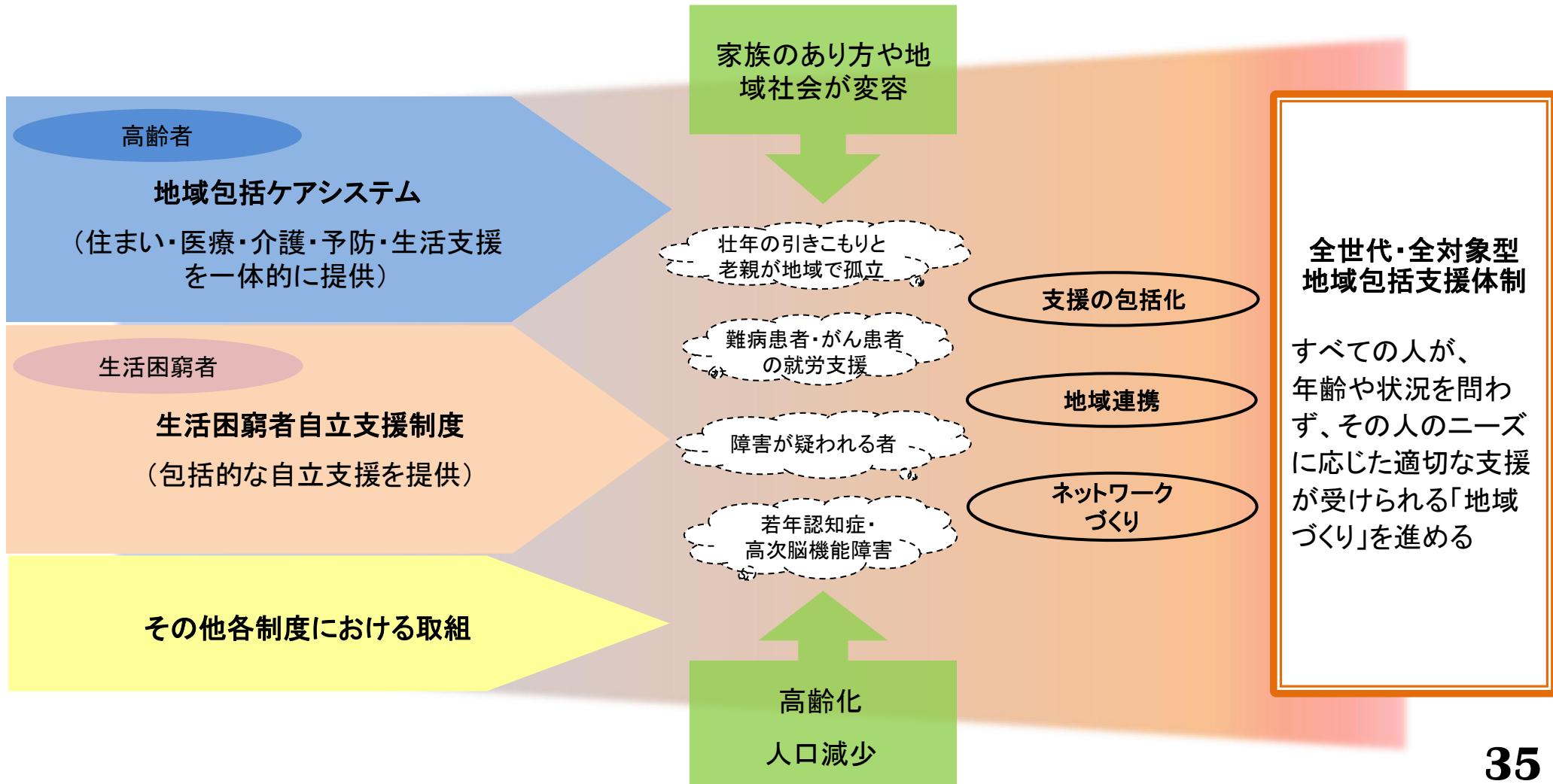
- 1を可能とするコーディネート人材の育成
- 福祉分野横断的な研修の実施
- 人材の移動促進 等

3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

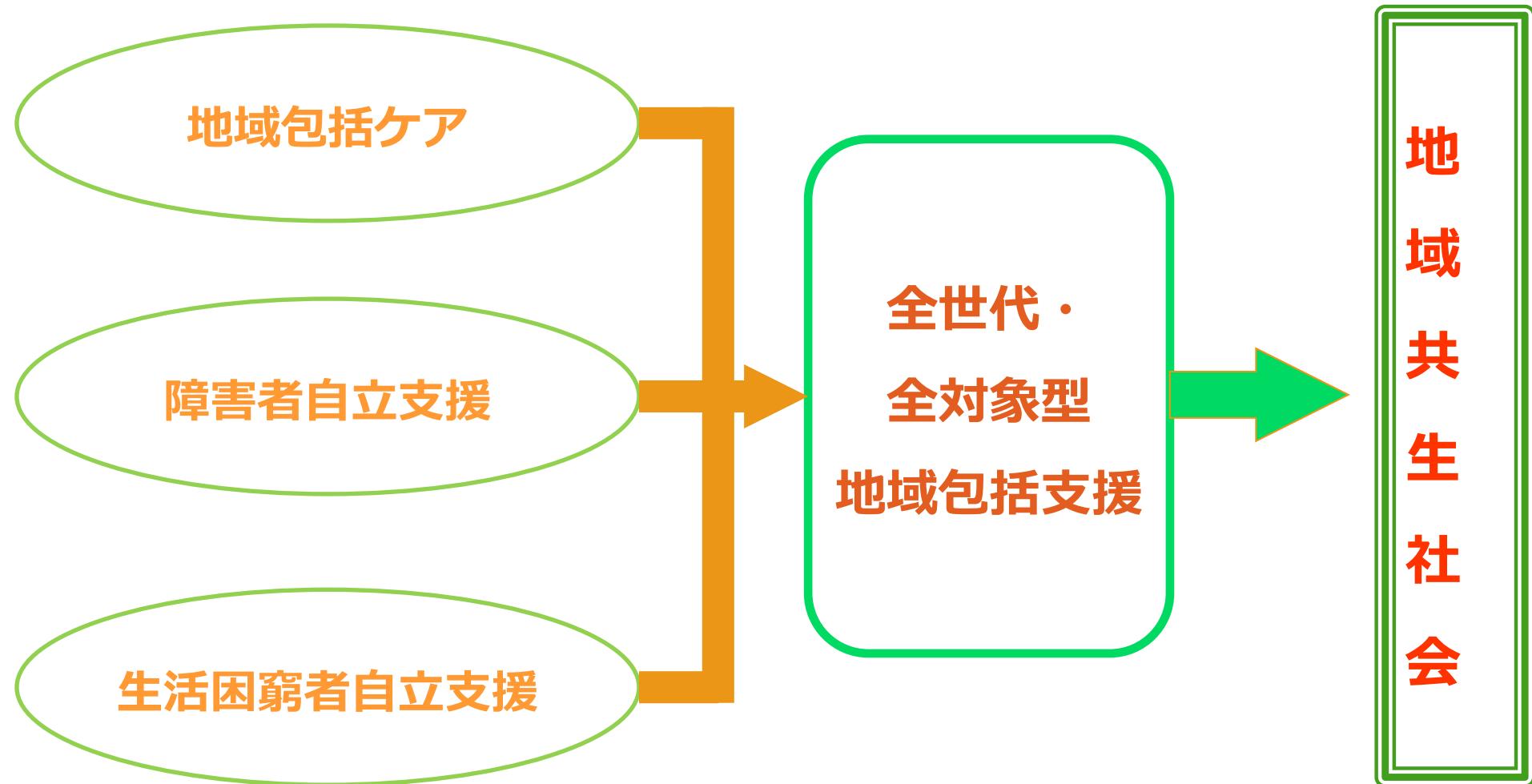
- 先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
- 業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
- 人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

新しい地域包括支援体制の構築

- これまで、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進している。
- 今後とも、地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、こうしたコンセプトの適用をさらに拡げ、多様なニーズを掬い取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していく。



そして地域共生社会への発展



- ◆ 子供・高齢者・障害者など**全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。**
- ◆ このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、
- ◆ 福祉などの**地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。**

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

地域包括ケアシステム強化法（社会福祉法部分）の概要 (平成29年6月公布、平成30年4月施行)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

- 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. 理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（＊）

（＊）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、N P O 法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

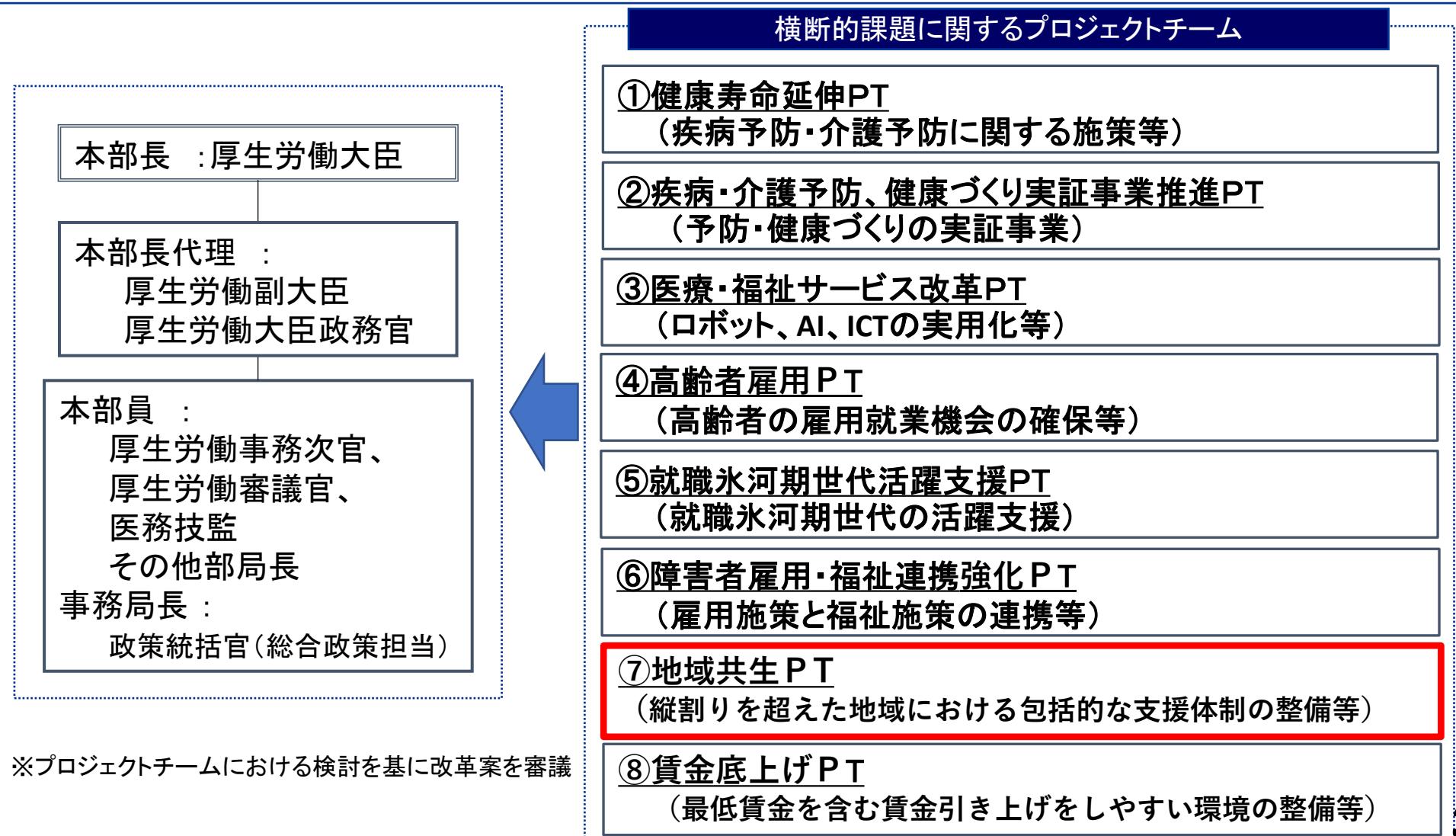
3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、**福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける**。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※ **法律の公布後3年を目途として**、市町村の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、**所要の措置を講ずる旨を規定**。

■ 全世代型社会保障の構築に向けて、厚生労働省に「**2040年を展望した社会保障・働き方改革本部**」（本部長：厚生労働大臣）を立ち上げ、引き続き、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保を進めるとともに、以下の取組を推進。

- ①雇用・年金制度改革 ②健康寿命延伸プラン ③医療・福祉サービス改革プラン



地域共生・地域の支え合いの実現に向けて

～「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部とりまとめ」(令和元年5月29日) より

- 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。
- 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、従来のタテワリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①丸ごと相談（断らない相談）の実現、②地域共生に資する取組の促進、③高齢者も障害者も利用できるサービスの推進について検討を行う。

I 丸ごと相談（断らない相談）の実現

- ◆ 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討（制度別に設けられている各種支援の一体的実施）

- ・「断らない」相談支援
- ・多様で継続的な「出口支援」（社会参加・就労支援、居住支援など）
- ・地域における伴走体制の確保

※あわせて、就職氷河期世代等への支援の強化を検討

- ・生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進
- ・地域におけるひきこもり支援の強化

II 地域共生に資する取組の促進

- ◆ 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進

- ・地域活動が生じるプラットフォームの形成・展開の支援等
- ・民間からの資金調達の促進
- ・NPO、社会福祉法人等の多様な主体による事業の促進
- ・地方創生施策、住宅セーフティネット制度との更なる連携や農福連携の一層の推進など他省庁との連携策を促進

III 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

- ◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進
- ・介護分野・障害分野の実態を踏まえた社会参加や就労的活動を含むサービス・支援

⑤ 共助・共生社会づくり

（共生社会づくり）

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う
地域共生社会を実現する。

地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、複合化・
複雑化した生活課題への対応のため、

断らない相談支援などの包括支援や多様な地域活動の
普及・促進について、新たな制度の創設の検討を含め、
取組を強化する。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

※地域共生社会:子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができるところとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

（経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太の方針））（令和2年7月17日 閣議決定）（抄）

第3章 「新たな日常」の実現

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

今回の感染症拡大を契機として、柔軟な医療提供体制、データ利活用、健康予防の重要性が再認識された。社会保障制度の基盤強化を着実に進め、「新たな日常」を支える社会保障を構築するとともに、困難に直面している女性や若者などへの支援を通じた格差拡大の防止を図り、地域社会やコミュニティ等において高齢者の見守り、人の交流やつながり、助け合いが充実した地域共生社会の構築を進め、誰ひとり取り残されることない包摂的な社会の実現をしていく。

（3）社会的連帯や支え合いの醸成

地域共生社会に向けた包括的な支援体制の構築、住宅セーフティネット制度等による暮らしと住まいの支援を進める。「認知症施策推進大綱」に基づく施策を実施するとともに、成年後見制度の利用を促進する。新たな「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、ひとり親家庭への支援など、子供の貧困対策に社会全体で取り組む。

（経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太の方針））（令和3年6月18日 閣議決定）（抄）

（共助・共生社会づくり）

地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業など市町村における包括的支援体制の構築を進める。

市町村の包括的支援体制の構築

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」
(地域共生社会推進検討会) 最終とりまとめ (令和元年12月26日) より一部改変

新たな事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築
①「断らない相談支援」②参加支援 ③地域づくりに向けた支援 を一体的に実施する新たな事業を創設
- 実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定・国等による補助の規定を新設
- 国の補助について、一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別各種支援の一体的な実施を促進

【新たな事業の内容(①~③を一体的に実施)】

①断らない相談支援

- 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)

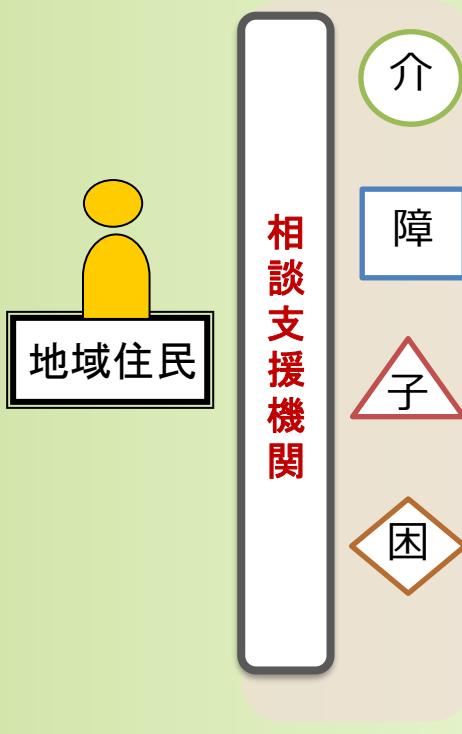
- 「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

③地域づくりに向けた支援

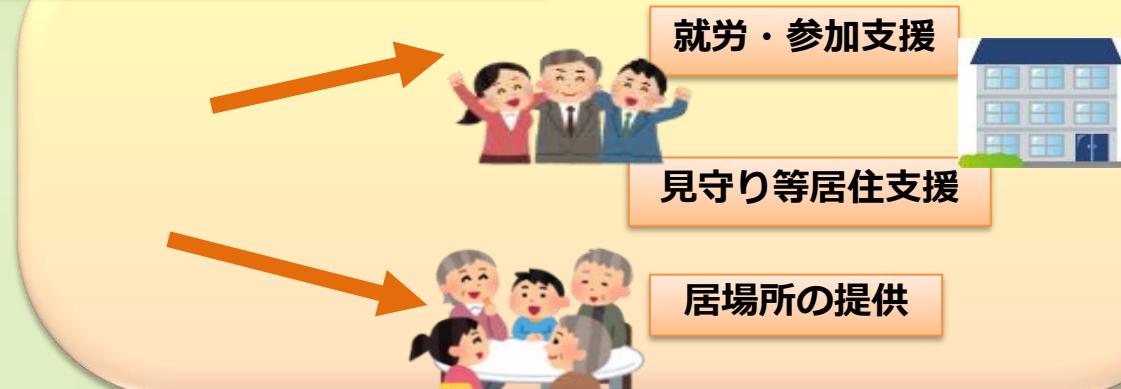
- 地域において多様なつながりが育つことを支援するために、
①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援
②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能を合わせた事業を実施

重層的支援体制整備事業(R3.4～)の全体像

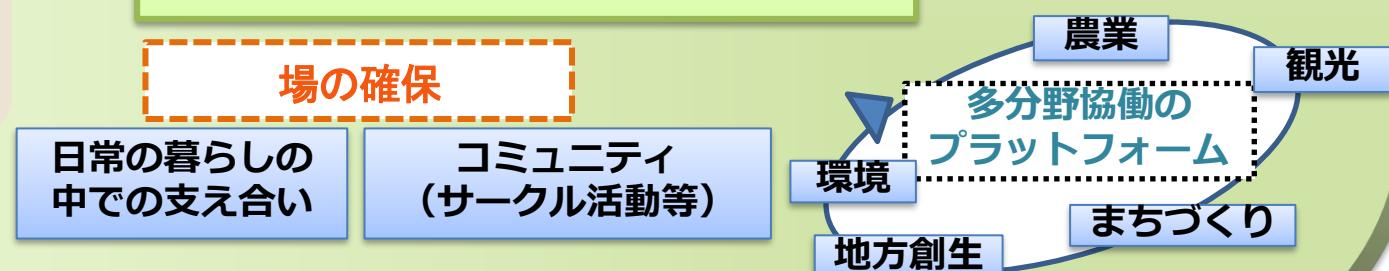
I 相談支援



II 参加支援



III 地域づくりに向けた支援



地域共生社会構想（まとめ）

- ◆ 世帯構造の変化、「血縁・地縁・社縁」の弱まりなどにより、つながり・支え合いが希薄化する中で、どのような状況にある人も安心して暮らすことのできる社会を実現していく。
- ◆ そのために共有すべき理念と構築すべき仕組は、
 - 理念 = 子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する
 - 仕組 = 支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら活躍できる地域コミュニティを育成、福祉など地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組を構築する
- ◆ 取り組むべき方向性は2つ。
 - ① 総合的な支援の仕組の構築と運営
：制度の狭間に陥る者や世帯が生じないよう、総合的な仕組を目指す
 - ② 多様な担い手の参画と様々な資源の活用
：地域の多様な担い手が参画し、様々な資源を活用する仕組を目指す

3. 地域共生社会の今後と社会福祉法人への期待

- (1) 平成28年の社会福祉法人改革を振り返る
～社会福祉法人とはどのような存在か
- (2) 地域社会と社会福祉法人
- (3) これからの社会を考える視点

3. 地域共生社会の今後と社会福祉法人への期待

(1) 平成28年の社会福祉法人改革を振り返る
～社会福祉法人とはどのような存在か

平成28年改革の背景

- 人口減少・少子高齢化、地域社会の変容等による福祉ニーズの多様化・複雑化が進展していく中で、生活困窮者への対応・地域における支え合いの拠点など高い公益性を備えた非営利の法人である社会福祉法人が果たす役割はますます重要になる。
- 一方、社会福祉法人の事業運営や財務を巡り、様々な指摘・議論が提起されていた。

〔社会福祉法人にする議論・指摘、報道等〕

- ・特別養護老人ホームのいわゆる「内部留保」をめぐる議論
 - ・他の経営主体とのいわゆる「イコールフッティング」に関する議論
 - ・社会福祉法人のガバナンス・運営の透明性に関する問題の指摘
 - ・一部の法人における不適正な運営等に関する報道
- など

〔規制改革に関する閣議決定・政府税調の提言〕

- ・規制改革実施計画 = ガバナンスの強化・透明性の確保
⇒ 国民の理解と期待に応える社会福祉法人の在り方
- ・政府税調の提言 = 「イコールフッティング論」への対処
⇒ 非課税等に値する社会福祉法人の在り方

- これらを踏まえ、社会福祉法人について公益性や非営利性を徹底する観点から、ガバナンスの強化や透明性の向上を含め、制度の見直しを進める。

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の主な内容

- 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、
役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

社会福祉法人の内部留保についての考え方

(※ 平成27年当時の整理であるが、現在も妥当)

- これまで諸方面から提起されてきた議論は、社会福祉法人が事業運営の中で財政的な余裕（余裕資金）を生じさせているのではないかという問題意識。

*これまで、社会福祉法人の内部留保について確立した定義はない。

（平成23年・平成25年の介護給付費分科会において、特別養護老人ホームについて2種類の内部留保に関する考え方が示されている。）

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| ・「発生源内部留保」（資本の面からみた利益の蓄積） | ： 特養 1施設当たり平均約3.1億円 |
| ・「実在内部留保」（資産の面から見た現預金等） | ： 特養 1施設当たり平均約1.6億円 |

- ◆『社会福祉法人が事業運営において財政的な余裕（余裕資金）が生じさせているのではないか』という問題意識に対応し、社会福祉法人自らが説明責任を果たせるよう、「余裕資金」の具体的な状況を「見える化」する仕組を検討する必要。
- ◆新たな仕組により余裕資金が「見える化」された場合には、必要に応じこれを福祉サービスの向上や、地域で必要とされる福祉サービスへの取組等に活用するといった仕組が必要。

社会福祉事業の実施に伴う利益剰余金の要因と対応

① 収入が大きい

公定価格(介護報酬等)の水準が、事業の実施・継続等に必要な経費に比して高い

経営実態等に即した介護報酬等の改定

保険制度
(ファイナンス)

② 支出が小さい

事業の実施・継続等に係る経費が必要以上に小さい

基準等を満たすサービスの提供・充実、職員処遇の改善

事業の指導監督
(施設・人員基準等)

株式会社・
社会福祉法人
共通の問題

③ 収支差の発生

健全な経営努力による
収支差の発生

○ 株式会社
・株主への利益の配当等

○ 社会福祉法人
・福祉サービスの充実
・地域公益活動への再投下の仕組を構築

社会福祉法人
固有の問題

余裕財産の再投資のスキーム

公益性を担保する財務規律

- I 適正かつ公正な支出管理
- II 余裕財産の明確化
- III 福祉サービスへの再投下

I 適正かつ公正な支出管理

適正な役員報酬

- ・法人による役員報酬基準の設定と公表
- ・役員区分毎の報酬総額の公表

利益供与の禁止

- ・親族等関係者への特別の利益供与を法律上禁止
- ・関係者との取引内容の公表
(対象範囲の拡大)

会計監査人

- ・一定規模以上の法人に会計監査人の設置義務化

社会福祉法人の事業

社会福祉事業

公益事業

「日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額な料金により福祉サービスを提供する責務」

利益

II 余裕財産の明確化

いわゆる内部留保

事業継続に必要な財産

- ・事業に活用する土地、建物等
- ・建物の建替、修繕
- ・手元流動資金

III 福祉サービスへの再投下

「社会福祉充実計画」(再投下計画)

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 無料又は低額な料金による福祉サービスの提供等

①社会福祉事業等投資額

- 社会福祉事業等に関する
- ・施設の新設・増設
 - ・新たなサービスの展開
 - ・人材への投資

②「地域公益事業」投資額

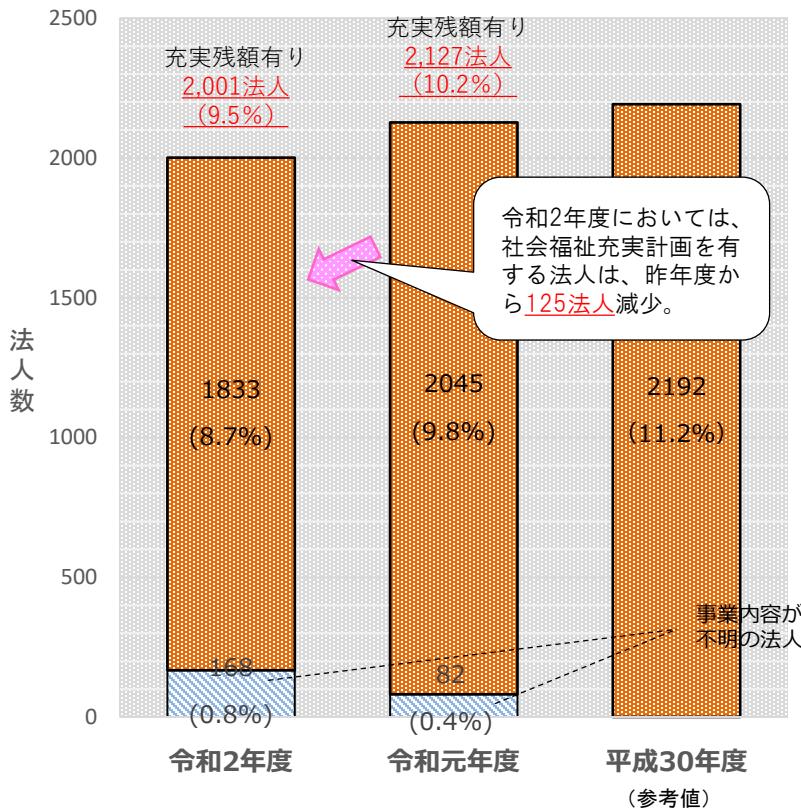
- ・無料又は低額の料金により行う公益事業

③公益事業投資額

社会福祉充実計画等の状況（令和2年度）

- 令和2年度における社会福祉充実計画の策定状況等について、所轄庁を通じて、令和2年10月1日時点で調査（※）した。
 - 社会福祉充実計画を有する法人は、**2,001法人（社会福祉法人総数の9.5%）**で前年度より**減少**。
 - 社会福祉充実計画を有する法人のうち、事業内容が明らかな法人の社会福祉充実財産の総額は**4,132億円**で、前年度より**414億円の減**。
- ※ 回収率は91.6%。新型コロナウイルス感染症の影響による法人職員の出勤抑制等で昨年度調査より回収率は微減。なお、回収率の計算式は次の通り。
(令和3年3月時点有効回答1,833法人) / (社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのデータにおいて充実財産が発生した2,019法人から、社会福祉充実計画策定に係る費用が社会福祉充実財産を上回ることが明らかな場合等により、当該計画の策定が不要であることが確認できた18法人を除いた2,001法人) = 91.6%

1. 社会福祉充実計画の有無



※ ()内は福祉行政報告例に基づく全国の社会福祉法人数を分母とした割合で、各年度以下のとおり。

令和2年度→令和2年3月末時点で20,972法人

令和元年度→平成31年3月末時点で20,912法人

※ 平成30年度については、福祉行政報告例に基づく20,838法人を対象に調査を行い、回答のあった19,652法人を分母としている。

2. 社会福祉充実計画の事業内容別事業費・事業数内訳

事業内容	事業費			事業数		
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
合計	4,132億円 (100.0%)	4,546億円 (100.0%)	4,939億円 (100.0%)	4,186事業 (100.0%)	4,604事業 (100.0%)	4,918事業 (100.0%)
サービス向上のための既存施設の改築・設備整備	1,889億円 (45.7%)	1,946億円 (42.8%)	2,528億円 (51.2%)	1,677事業 (40.1%)	2,002事業 (43.5%)	1,977事業 (40.2%)
新規事業の実施	661億円 (16.0%)	835億円 (18.4%)	815億円 (16.5%)	502事業 (12.0%)	540事業 (11.7%)	650事業 (13.2%)
職員給与、一時金の増額	180億円 (4.4%)	308億円 (6.8%)	244億円 (4.9%)	538事業 (12.9%)	546事業 (11.9%)	589事業 (12.0%)
サービス向上のための新たな人材の雇入れ	133億円 (3.2%)	158億円 (3.5%)	217億円 (4.4%)	371事業 (8.9%)	336事業 (7.3%)	379事業 (7.7%)
既存事業のサービス内容の充実	100億円 (2.4%)	120億円 (2.6%)	135億円 (2.7%)	348事業 (8.3%)	320事業 (7.0%)	324事業 (6.6%)
既存事業の定員、利用者の拡充	51億円 (1.2%)	61億円 (1.3%)	72億円 (1.5%)	61事業 (1.5%)	71事業 (1.5%)	82事業 (1.7%)
職員の福利厚生	35億円 (0.9%)	48億円 (1.1%)	67億円 (1.4%)	118事業 (2.8%)	338事業 (7.3%)	435事業 (8.8%)
研修の充実	16億円 (0.4%)	38億円 (0.8%)	49億円 (1.0%)	310事業 (7.4%)	127事業 (2.8%)	138事業 (2.8%)
上記以外の事業	189億円 (4.6%)	248億円 (5.4%)	94億円 (1.9%)	261事業 (6.2%)	324事業 (7.0%)	344事業 (7.0%)
充実計画期間内に使途の定めがないもの等	874億円 (21.2%)	803億円 (17.7%)	718億円 (14.5%)	—	—	—

※ 事業費については、充実財産使用計画額のみを計上。（補助金や充実財産以外からの使用分は計上していない。）

3. 地域共生社会の今後と社会福祉法人への期待

(2) 地域社会と社会福祉法人

「地域における公益的な取組」の実施に係る責務

【社会福祉法(昭和26年法律第45号) 第24条第2項】

社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行ふに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

- ◆ 平成28年改正社会福祉法において規定。
- ◆ 地域共生社会への展望も視野に入れて設けられたものと言える。
- ◆ 改正時の説明 =「社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、社会福祉法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するもの」
- ◆ そもそも社会福祉法人は、その出自からして、地域でのニーズを見通し、それに対応するために先進的な活動・取組を続けてきた存在。
- ◆ 福祉分野の発展の歴史において、行政は社会福祉法人の先進的取組を敷衍化するため法制度化、基盤整備を行ってきたという側面が大。
- ◆ この規定は、社会福祉法人の本質として内在する理念を制度的に見える化したものであって、今までなかったものを新たに創設したものではない。

地域公益活動を実施する責務の考え方

福祉ニーズの多様化・複雑化

- 社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度(=社会福祉事業)では十分に対応できない者(※)に対する支援の必要性が高まっている。
※生計困難者、独居高齢者、認知症高齢者 など

社会福祉法人の役割

- 多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに対しては、様々な事業主体が各々の創意工夫により、それぞれ対応していくことが必要。
- その中で社会福祉法人については、その本旨に従い、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められる。

社会福祉法人の本旨

- 社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人(社会福祉法第24条)

社会福祉法人の本旨に基づき無料又は低額な料金により福祉サービスを提供する責務の新設

- 営利企業等では実施することが難しく、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを供給すること、すなわち、既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金により供給する事業の実施が求められる。
※現行制度においても、社会福祉法人は、高齢者の生活支援、成年後見人受任事業など様々な事業を、無料又は低額な料金により展開している。
- 規制改革実施計画(閣議決定)においては、こうした社会福祉法人の在り方を徹底する観点から生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供などの社会貢献活動の実施の義務付けを求めている。
⇒ 日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として位置づけ

地域公益活動に関する枠組み

地域における福祉ニーズの把握

【地域における福祉ニーズ(例)】

○ 生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供

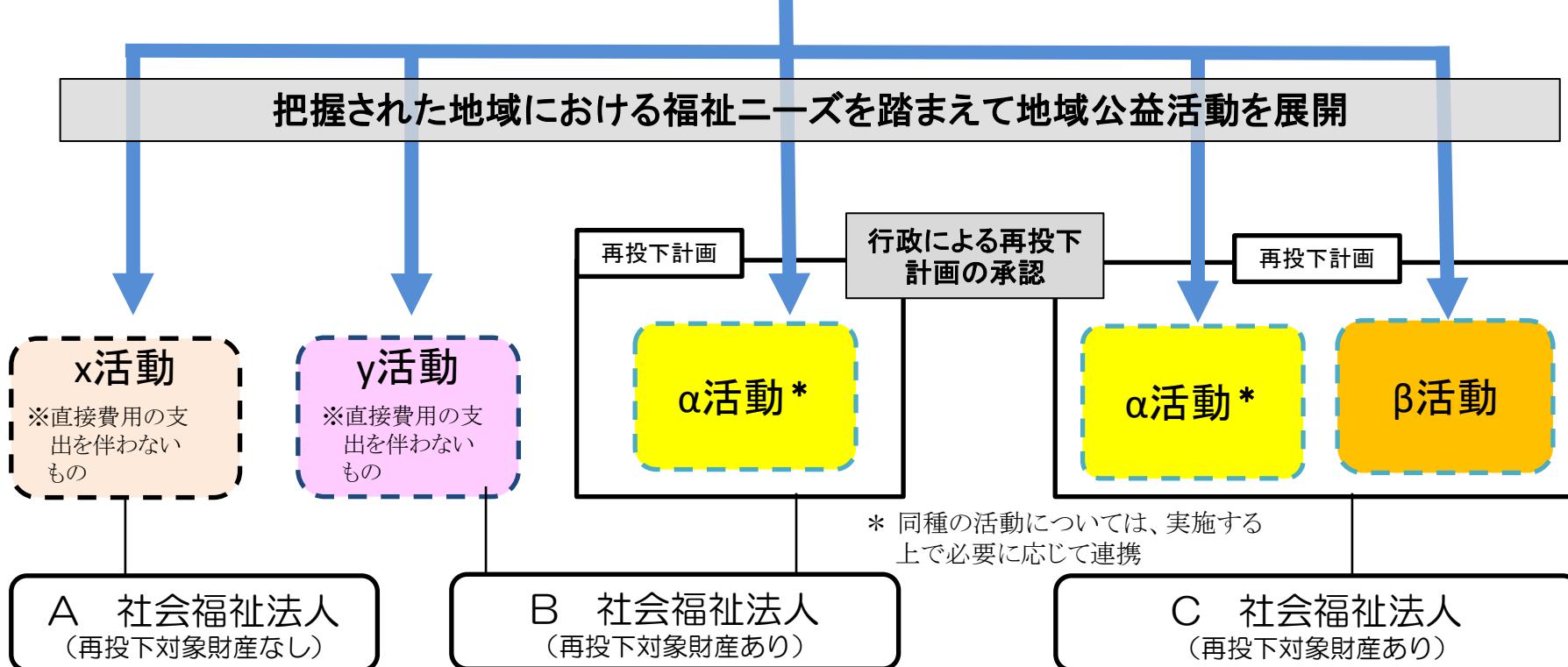
○ 高齢者の生活支援

○ 生活困窮世帯の子供への教育支援

○ 人材育成事業

など

把握された地域における福祉ニーズを踏まえて地域公益活動を展開



社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の実践事例

- 「地域における公益的な取組」の実践に当たっては、地域の福祉ニーズを積極的に把握しつつ、地域の多様な社会資源と連携し、これらとの役割分担を図りながら取り組むことが重要であるとともに、自らの取組の実施状況を検証し、職員や地域の関係者の理解を深めながら、段階的に発展させていくことが重要。

コロナ禍における食事の提供支援

- コロナ禍において地域の小さな子どもがいる家庭や高齢者の負担軽減のため、夕食支援のお弁当を販売。（東京都内の事例）



【ポイント】

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、元々実施していた地域交流カフェを休業。代替として、買い物による長時間の外出や食事づくりの負担軽減を目的として、夕食支援のお弁当を販売。

複数法人の連携による生活困窮者の自立支援

- 雇用情勢の悪化による生活困窮者に対し、相談支援等を実施。（大阪府内の事例）



【ポイント】

複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、CSWによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。

認知症改善塾の実施

- 認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のためのノウハウを伝達。（札幌市内の事例）



【ポイント】

認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のノウハウを伝達する塾を開講するとともに、家族に対するピアサポートを実施。

地域住民との協働による見守り支援ネットワーク活動

- 民生委員や地域住民からなる「在宅介護支援連絡員」を組織化し、高齢者からの様々な相談に応じるとともに、地域交流サロンの運営等を実施。（石川県内の事例）



【ポイント】

連絡員を通じて、地域の高齢者のきめ細かなニーズ把握を行い、支援が必要な場合には、法人の専門サービスにつなぐとともに、地域のネットワークを強化。

今、私たちが立っている地点

- 地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方である。
- わが国の高齢人口数がほぼピークに達する2040年には、地域社会の持続可能性が根本から問われることになる。その時までに、この国の地域社会で、住民各自の自律性と相互のつながりを共に強め、住民各自の幸福感と地域の活力を同時に高めていく仕組みを構築していくかなければならない。

(地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ(平成元年12月26日)
から抜粋・一部改変)

3. 地域共生社会の今後と社会福祉法人への期待

(3) これからの社会を考える視点

【視点1】今後の社会経済構造の変化を見通した総合的な取組

- 「格差」「貧困」～特に留意すべきは、子どもの貧困と高齢低所得者の増大
- 年金・医療・介護を通じた低所得者支援の強化
- 「住まい」も含め、生活保障という観点に立った支援の枠組の構築

【視点2】地域共生社会の構築

- 人を中心としたシステムの重要性・必要性
～「制度があって人があるのではない、人があって制度がある」
- 全世代全対象型地域包括支援
～各制度の縦割りを超えたシステムの構築
～国民生活を支えてきた各種制度・サービスが機能不全に陥らぬよう手を打つ
- さらに社会全体の在り方 = 地域共生社会への発展

【視点3】国民が共有できる理念の形成

- 多様性の増大、格差の拡大・固定化
- 新型コロナに直面 → 個人の心理・社会の構造の脆弱な部分が露呈
- 社会・国民の統合に向かう「理念」の形成が必要

※ コロナによって問題点が浮き彫りにされ、視点の有効性は更に高まっている